令和3年高取町議会第4回定例会会議録

招集年月日	△和 3	9 年 1	9 日	6 F	日(月曜	п)					
	高取町			0 1	1 (刀 唯	μ /					
招集の場所	同 以 🖺] 硪云	 								
開閉会日時及び宣言											
開会	令和3	年 1	2月	6 F	午前	1 0 時	ŧΟ() 分			
閉会	令和3	年 1	2月	9 E	午前	10 🖪	寺 1 :	2 分			
											_
出席議員(8名)											
		1			番	森	Ш	彰	久	君	<u>+</u>
		2			番	西	Ш	侑	壱	君	<u>+</u>
		3			番	谷	本	吉	巳	君	<u>+</u>
		4			番	松	本	圭	司	君	}
		5			番	野	口	勝	也	君	}
		6			番	新	澤	良	文	君	
		7			番	森	下		明	君	
		8			番	新	~ 澤	明	美	7 君	
		0			Ħ	17/1	1学	91	大	1	3
											=
欠席議員(0名)											
なし											
											_
会議録署名議員											
			4		番		松	本	圭	司	君
			5		番		野	口	勝	也	君
			7		番		森	下		明	君
											_
職務のため出席した者											
	議	会	事	務	局	新	田	靖	幸		
	書			•	記		木	_	雄		
	Ħ				н	1—	/ I *		-Alta		

説明のため出席した者の職・氏名

町						長	中	Ш	裕	介	君
副			町			長	東		扶	美	君
教			育			長	安	田	光	治	君
総		括		参		事	武	平	年	史	君
教		育		次		長	前	田	広	子	君
総		務		課		長	芦	高	龍	也	君
総	合	政	ζ	策	課	長	石	尾	宗	将	君
税		務		課		長	岸	本	資	之	君
住		民		課		長	米	田	晴	信	君
福		祉		課		長	桝	井	貞	男	君
ま	ち	づ	<	り	課	長	吉	田	宗	義	君
事		業		課		長	森	本		修	君
会	計	+	管	3	理	者	中	島	佐矢	日子	君

議事日程

令和3年12月 6日 午前10時00分 開議

1	会期の決定	
2	会議録署名詞	義員の指名
3	町長招集挨打	
4	発第1号	高取町議会特別委員会の設置について
5	発第2号	高取町議会委員会条例の一部改正について
6	同第1号	高取町公平委員会委員の選任について
7	議第1号	令和3年度高取町一般会計補正予算(第7号)
8	議第2号	令和3年度高取町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
9	議第3号	令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算(第2号)
1 0	議第4号	高取町国民健康保険条例の一部改正について
1 1	議第5号	奈良広域水質検査センター組合の構成団体数及び規約の変更に
		ついて
1 2	一般質問	

12 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加議事日程

1 議第6号 令和3年度高取町一般会計補正予算(第8号)

午前10時00分 開会

○議長(新澤良文君) 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年高取町 議会第4回定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、議会運営に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対 策について申し上げます。

本定例会においては長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩を取り、議場の換気を行います。会期中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から飛沫防止シールドを設置している壇上や質問者席等のみマスク等を外して御発言いただけます。傍聴人の方をはじめ、町議会に関わる皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動に御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本会議に上程となります案件といたしまして、発議案件2件、同意案件1件、議決案件5件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なる御審議をお願いし、議員各位並びに理事者、管理職の皆様の御協力をお願い申し上げます。ただいまの出席議員は8名中8名でございますので、本会議は成立いたします。

○議長(新澤良文君) 日程第1 会期の決定について、を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、去る11月15日の議会運営委員会におきまして、本日12月6日から12月9日までの4日間と決定いたしておりますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがいまして、本会期は本日から、 12月9日までの4日間と決定いたしました。
- ○議長(新澤良文君) 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、4番、松本議員、5番、野口議員、7番、森下議員の3名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。
- ○議長(新澤良文君) それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長、ご登壇願います。中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長(中川裕介君) おはようございます。第4回定例会開会にあたりまして、 一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

高取町新型コロナワクチン接種について、大変ご心配とご迷惑をおかけいたしまして、改めて深くお詫び申し上げます。また、百条特別委員会を設置され、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事故の実態と町幹部の関与について調査、検証されているところです。町は、引き続き真摯に臨んで参ります。

さて、本定例会で御審議いただく案件は、公平委員会委員選任同意の人事案件、一般会計及び特別会計補正予算、高取町国民健康保険条例の一部改正などの諸議案で ございます。

高取町の皆様にご心配とご迷惑をおかけしていること、また、町民の皆様からの御 関心、また御問い合わせがあります。新型コロナウイルスワクチン接種全般につい て、現況をご報告させていただきたいこと、お許しいただきたいと思います。

まず、1回目2回目のワクチン接種でございますが、12歳になられた方を中心に引き続き、町内の医療機関において、個別接種を行なわさせていただいております。次に、不適切な事案につきまして、広報たかとり11月号、また12月号に掲載をさせていただいております。またさらに検査について、でございます。現在、町民の皆さんの安全・安心を最優先として、不適切な事案の対象となった皆様への検査をさせていただいているところでございます。11月28日現在で、約2,100人の皆様にご協力いただきまして、多忙に関わらず、検査にご協力いただきまして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。引き続き、今週も検査を実施させていただき、検査を受けられた皆様に検査結果をその都度、お知らせさせていただいてでき、検査を受けられた皆様に検査結果をその都度、お知らせさせていただいているところでございます。また、検査状況や全体の検査結果の概要につきましても、その都度速報値として、町のホームページに公表させていただいているところでございます。

さらに、3回目の接種について、でございます。3回目の接種につきましては、今回の不適切な事案を肝に銘じまして、町民の皆さんの安全・安心を最優先に取り組まさせていただきたいと考えております。具体的には、12月10日付けを持ちまして、新しく新型コロナワクチン接種対策推進室を設置させていただきます。今後、新しい体制で町民の皆さんの安全・安心を最優先に取り組ませていただきたいと思

っております。また、3回目接種に係る補正予算を今後お願いいたしますので、引き続きご理解とご協力いただきますようにお願い申し上げます。

最後に、現在、百条特別委員会において、御調査、御検証されているところでございます。また、検査をさせていただいている最中でございますが、12月議会を開催されるにあたり、高取町長として、自分自身の処分を申し上げたいと思っております。多くの町民の皆様に大変ご心配とご迷惑をおかけし、ただただ町民の皆様へのお詫びと自身の危機管理の甘さの反省でございます。このような自身の気持ちとして、今後、1年間は、給料期末手当を20パーセント削減させていただきたいと現在は、考えております。百条特別委員会での御調査御検証されているところでございます。また、検査をさせていただいている最中でございますので、今後必要な条例改正をご提案させていただきたいと思っております。自分自身が今、最優先でしなければならないのは、対象となった、ご迷惑おかけいたしました町民の皆様の検査を実施すること、併せまして、3回目接種に向けて新しい組織体制によって、町民の皆さんに安心していただける接種に全力で取り組むことでございます。何卒ご理解いただきますようにお願い申し上げます。

長い開会挨拶になりましたが、恐縮でございます。本定例会でご審議いただく各案件につきまして、どうぞ慎重にご審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、議会の開会の招集の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(新澤良文君) ありがとうございました。ここで暫時休憩をいたしまして、 全員協議会を開催いたします。議員各位におかれましては、2階集会室へお集まり くださるようお願い申し上げます。暫時休憩いたします。

> 午前10時08分 休憩 午前10時41分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。

それでは、日程第4 発第1号、高取町議会特別委員会の設置についてから、日程 第11 議第5号、奈良広域水質検査センター組合の構成団体数及び規約の変更に ついて、までを一括上程とし、これより提案理由説明をお受けいたします。

まず、議員提案であります日程第4 発第1号、高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、御登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○ 7番(森下 明君) 発第1号、高取町議会特別委員会の設置についての提案理由 説明を申し上げます。

予算審査特別委員会を設置し、8名全員の議員により予算の内容について集中審議 していくことがより効果的であるとの観点から、予算審査特別委員会を設置するも のです。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

○議長(新澤良文君) 次に、日程第5 発第2号、高取町議会委員会条例の一部改正についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、御登壇願います。 森下議員。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番(森下 明君) 発第2号、高取町議会委員会条例の一部改正についての提案 理由説明を申し上げます。

予算に関わる審議について、予算審査特別委員会を設置し、行ってまいりましたが、 常任委員会に予算委員会として設置し、予算に関する審議を行うこととするため、 条例の一部を改正するものでございます。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し 上げ、提案理由説明といたします。

- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。それでは、日程第4 発第1号、 高取町議会特別委員会の設置について、を議題といたします。議案の朗読を局長に お願い致します。新田局長。
- ○事務局長(新田靖幸君) 発第1号、令和3年12月6日提出。高取町議会議長、新澤良文様。提出者、高取町議会議員、森下 明。賛成者、高取町議会議員、松本 幸司。

次の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び高取町議会会議規則(昭和31年12月高取町規則第3号)第12条の規定により提出します。 高取町議会特別委員会の設置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第1項及び高取町議会委員会条例(昭和31年9月高取町条例第54号)第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置しようとするものである。記、高取町予算審査特別委員会、委員8名。以上でございます。

○議長(新澤良文君) 本案は全員協議会で確認している事項でありますので、質疑、 計論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決

されました。

それでは、高取町予算審査特別委員会の委員の発表を局長より行います。新田局長。

- ○事務局長(新田靖幸君) 1番、森川議員、2番、西川議員、3番、谷本議員、4番、松本議員、5番、野口議員、6番、新澤(しんざわ)議員、7番、森下議員、8番、新澤(にいざわ)議員、以上8名の委員でございます。
- ○議長(新澤良文君) 次に、予算審査特別委員会の正副委員長につきましては、全 員協議会におきまして、正副議長に一任をいただいておりますので、ただいまより 発表させていただきます。

委員長に7番、森下議員、副委員長に4番、松本議員を指名いたしますので、よろ しくお願い申し上げます。

○議長(新澤良文君) 次に、日程第5 発第2号、高取町議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

議案の朗読を局長にお願いいたします。新田局長。

○事務局長(新田靖幸君) 発第2号、令和3年12月6日提出。高取町議会議長、新澤良文様。提出者、高取町議会議員、森下 明。賛成者、高取町議会議員、松本 圭司。

高取町議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を次のとおり、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第112条及び高取町議会会議規則(昭和31年12 月高取町規則第3号)第12条の規定により提出します。

高取町議会委員会条例の一部を改正する条例、高取町議会委員会条例(昭和31年 9月高取町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務経済建設委員会、教育厚生委員会」を「総務経済建設委員会、教育 厚生委員会、予算委員会」に改める。

第2条中「総務経済建設委員会、総務課、総合政策課、税務課、会計室、議会事務局、まちづくり課、事業課の所管に関する事項及びその他の事項、教育厚生委員会、住民課、福祉課、教育委員会の所管に関する事項」を「総務経済建設委員会、総務課、総合政策課、税務課、会計室、議会事務局、まちづくり課、事業課の所管に関する事項及びその他の事項、教育厚生委員会、住民課、福祉課、教育委員会の所管に関する事項、予算委員会、予算に関する事項」に改める。

第3条中、「教育厚生委員会8人」の次に「及び予算委員会8人」を加える。 附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。 ○議長(新澤良文君) 本案は、全員協議会で確認している事項でございますので、 質疑、討論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第6 同第1号高取町公平委員会委員の選任について、を議題といたします。議案の朗読を求めます。芦高総務課長。

先に、中川町長から提案理由説明をお願いします。中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長(中川裕介君) 同第1号 高取町公平委員会の委員の選任について、人事案件について、ご提案を申し上げます。高取町公平委員会委員の選任について、であります。現在お務めでございます薮内利一氏が、本年12月26日をもって、任期満了となりますので、引き続き、薮内氏を再任させていただきたくご提案を申し上げるところでございます。薮内氏は、奈良県高市郡高取町大字丹生谷にお住まいでございます。昭和29年7月18日にお生まれの方でございます。

簡単に経歴を申し上げますと	<u>ا</u>	_	L	ļ	J							٠	-	-		1	ć	-	-		٠			:	=	=	F	1	_	7	,			•	?	2	ľ	ľ	ł	1	1	_	,	,	;	l	Ì					•	-	_	L	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	I	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ		_			•																																																			i	1	l	1	,	,			ï	ï	,	,	ŀ	1
---------------	----------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	---	---	---	---	--	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---	---

令和3年4月1日から公平委員を務めていただいており、現在に至っております。この方につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、見識を有する方でありますので、公平委員として適任だと思っておるところでございます。従いまして、令和3年12月27日から令和7年12月26日までの2期目の再任を申し上げるところでございます。以上、人事案件につきましては、議員各位のご賛同を何卒よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- ○総務課長(芦高龍也君) 〔議案朗読〕

○議長(新澤良文君) 本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略させて いただきます。それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。従って、本案は原案どおり可決されま した。

- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第7、議第1号、令和3年度高取町一般会計補正 予算(第7号)から、日程第11、議第5号、奈良広域水質検査センター組合の構 成団体数及び規約の変更について、までの提案理由説明をお受けいたします。東副 町長、ご登壇願います。
- ○副町長(東 扶美君) 本定例会に上程いたします議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案は、議決案件が5件でございます。なお、別途配布いたしております第4回定例会提案理由説明資料に、各議案の概要をまとめておりますのでご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会において担当課長の方からご説明いたします。

最初に、日程7、議第1号、令和3年度高取町一般会計補正予算(第7号)について、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第7号)により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、7,154万6千円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の「財源内訳」に記載のとおりでございます。これにより、補正後の一般会計予算総額は、38億541万3千円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程8、議第2号、令和3年度高取町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第3号)により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、7,706万1千円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の「財源内訳」に記載のとおりでございます。これにより、補正後の国民健康保険特別会計予算総額は、9億4,833万8千円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程9、議第3号、令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算(第2号)

について、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補 正予算(第2号)により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。保険事 業勘定の補正でございます。今回の補正予算につきましては、歳入の財源組替を行 うもので、お手元資料の「財源内訳」に記載のとおりでございます。予算総額の増 減は、ございません。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりで ございます。

次に、日程10、議第4号、高取町国民健康保険条例の一部改正について、でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されることに伴い、出産育児一時金等の支給額の内訳を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

最後に、日程11、議第5号、奈良広域水質検査センター組合の構成団体数及び規 約の変更について、でございます。地方自治法第286条第1項の規定により、奈 良広域水質検査センター組合の構成団体数及び規約を変更することについて、同法 第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明でございます。ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長(新澤良文君) ありがとうございました。

それでは、議第1号から議第3号については予算審査特別委員会に、議第5号については総務経済建設委員会に、議第4号については教育厚生委員会に付託することにいたします。

各委員会及び明日以降の日程を局長より報告させます。新田局長。

- ○事務局長(新田靖幸君) 報告いたします。予算審査特別委員会は12月7日午前 10時から。総務経済建設委員会は12月8日午前10時から。教育厚生委員会は 12月8日総務経済建設委員会終了後。本会議閉会は12月9日午前10時からで ございます。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 以上のとおりでございます。各委員会におかれましては慎重 なる御審議をお願い申し上げます。

なお、12月9日の本会議におきまして、各委員長より報告をお受けいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(新澤良文君) お諮りいたします。先程、理事者側より、追加議案の提案が

ございましたが、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認め、追加議案といたします。それでは、議案書 を配布いたします。

〔議案書配布される〕

○議長(新澤良文君) 配布漏れはございませんか。

[「なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 配布漏れなしと認めます。
- ○議長(新澤良文君) それでは、追加日程第1、議第6号、令和3年度高取町一般会計補正予算(第8号)について、これより提案理由説明を求めます。東副町長、ご登壇願います。

[副町長 東 扶美君 登壇]

○副町長(東 扶美君) 本定例会に追加上程いたします議案の提案理由について、 ご説明申し上げます。議案は、議決案件1件でございます。なお、別途配布いたし ております第4回定例会追加提案理由説明資料に、議案の概要をまとめております のでご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会におきまし て、担当課長からご説明いたします。

追加日程1、議第6号、令和3年度高取町一般会計補正予算(第8号)について、でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じましたので、補正予算(第8号)により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、4,112万4千円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の「財源内訳」に記載のとおりでございます。これより、補正後の一般会計予算総額は、38億4,653万7千円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料に記載のとおりでございます。以上が追加上程案件の概要、提案理由説明でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。 それでは、議第6号、につきましては、予算審査特別委員会に付託することにいた します。よろしくお願い申し上げます。
- ○議長(新澤良文君) それでは、ここで暫時休憩を、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時05分 休憩 午前11時15分 再開 ○議長(新澤良文君) 再開いたします。

それでは、日程第12 一般質問をお受けいたします。

一般質問は議会運営上の申合せにより進めますので、議員各位の御協力をお願い致します。

なお、最初の質問及び回答は壇上で行い、再質問、回答は、質問者席及び自席でお願い致します。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら合図をいたしますので、よろしくお願い致します。なお、質問者の持ち時間である30分が余った場合は、関連質問をお受けいたします。

それでは通告書にございました、1番、森川議員の発言を許します。1番、森川議員、御登壇願います。

[1番 森川彰久君 登壇]

- ○1番(森川彰久君) 質問させていただきます。
 - 1番、中川町政の現状について。
 - (1) 3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の取組みについては、事前に通告していましたが、この後、谷本議員が質問されますので、私の質問は割愛させていただきます。お取り計らいくださいますようお願いいたします。
 - (2) 兵庫自治会決議書の回答について、別添、水質検査項目をご参照ください。
 - ①前回、定例会終了後「速やかに理事会を開催して回答させていただきます。」 と答弁がありましたが、理事会は、いつ開催されて回答されるのでしょうか。
 - (3) 林地開発対象地内の無番地等について、
 - ①高取町大字市尾地区、谷田地区において行われている、林地開発敷地内の市尾 領域内にある、谷田、地番296番1、同番2、等について、平成28年頃は無 番地でしたが、市尾地区内に飛び地の谷田となった根拠及び経緯について、お尋 ねします。
 - (4) 重粒子線がん治療施設について、中川町長は、「都市公園の認定を踏まえて、 財政状況、将来予測を考えながら慎重に考えていきたい。」と答弁されました。 ①他所の自治体で、今回のような都市公園内に他の施設を建設した事例はないの でしょうか。
 - (5) 高取町火葬場に仮眠室を増床について、昨今、新型コロナ感染防止対策もあり、多くのご遺族は家族葬、密葬を執り行われるようになり、これからも、そのような傾向が続くものと思われます。お尋ねします。

- ①高取町火葬場を利用された葬儀は、近年(昨年から現在) どのような利用状況ですか。
- ②火葬場に仮眠室の必要性を感じるのですが、一部屋でも増床することができないですか。
- 2番、高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、前回、「県内市町村の条例等を調査し、精査していきたい。」との回答をいただきました。 ①その後の進捗状況は、どうですか。
- 3番、都市計画の見直し、区域指定、地区計画等の進捗状況について、中川町長は、 奈良県で産業振興部長をされていて、「十分理解していますが、企業誘致の規制は 難しいものなんです。夢みたいな話をいっぱいするのは可能ですが、実現しない。 地道に都市計画については変えられる。」と答弁されました。
- ①前回の答弁では、中川町長の政策、地方創生、まち、ひと、しごと、人口増、税収増を推進するには無理があると思われませんか。私は、夢みたいなことを提案しているのではありません。奈良県の企業立地ガイドでは、充実した優遇制度が設けられており、立地条件、要綱を満たせば多くの企業は前向きに検討されます。昨今、奈良県下の土地価格について、住宅地は下落または横ばいですが、工場の立地地域では、大手企業の進出、地価の上昇が顕著です。企業立地に向けた環境整備をするのは、正に政治ではないでしょうか。中川町長にお尋ねします。
- ○総務課長(芦高龍也君) 失礼いたします。私の方からは、森川議員の(2)兵庫 自治会決議書の回答について、ということで、回答させていただきます。
 - 第3回定例会におきまして、森川議員の質問に対して、速やかに理事会を開催させていただき、兵庫自治会に対しまして回答させていただくとの答弁を致しましたが、第3回定例会が11月15日に閉会したことに伴い、即座に開催していないことに対しまして、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。ご指摘のとおり、一刻も早く、来年早々には開催させていただきたいと思いますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。私の回答は、以上です。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 事業課の森本です。1番、森川議員の、1、(3) 林地開発対象地内の無番地等についてのご質問に対し、私の方からお答えさせていただきます。

この土地につきましては、ご質問のとおり、平成28年当時は、無番地でありましたが、平成30年4月頃、所有者により、法務局に地図訂正の申出をされ、法務局により公図が修正されております。なお、高取町においても、平成30年4月2日に、同様の地図訂正同意申請書が提出されました。同意した理由としましては、法務局備え付けの公図から、当該地番の位置関係が、無番地の箇所に合致していたため。また、関係者の同意があったことにより、精査した結果、妥当と判断し、平成30年4月19日に同意書を発行し、その後、申出人により、法務局にて地図訂正が行われております。

次に、1の(4)重粒子線がん治療施設についてのご質問に対し、お答えさせていただきます。高取健幸の森公園につきましては、都市公園として、都市計画決定を行っております。従って、公園区域内に設置できる施設としましては、都市公園法に定められている施設、休養施設、例えば休憩所。運動施設。便益施設。便益施設としましては、駐車場、トイレ、売店、飲食店、宿泊施設等が設置できますが、あくまでも公園利用者が、快適に公園を利用するための施設であることが位置付けされております。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 米田住民課長。
- ○住民課長(米田晴信君) 失礼します。住民課長の米田です。私の方からは、森川議員のご質問の、1の(5)、仮眠室の増床について、それから、大きい2番の、 高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、回答させていた だきます。

まず、火葬場を利用された葬儀の件数ですが、令和元年度で5件、令和2年度で8件、今年度11月末までで4件の利用がありました。

次に、仮眠室の増床について、ですが、現在の施設内には設置スペースがなく、仮に待合室の前に建て増しをすることになりますと、障害者用駐車場がなくなり、また、霊柩車やマイクロバスがターンできなくなる。また、工事中の間、火葬業務ができなくなる。等の問題もございますので、仮眠室の増床については、現段階では難しいと思っております。

次に、2番目の、高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、ですが、現在、改正に向けて取り組んでおります。条例については、概ねまとまってきておりますが、今、条例を運用するための施行規則の作成の方に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長(新澤良文君) 中川町長。

○町長(中川裕介君) 1番、森川議員からのご質問です。

都市計画の見直し、区域指定、地区計画等の状況ということでございます。

都市計画、また、地区計画、区域指定等につきましては、他の市町村、先例がいく らかございます。その先例、その実際の動向を十分に把握して、当然、いいことば かりじゃないと思いますので。メリット、デメリットを整理させていただきまして、 実行できることを着実に進めていくということが、重要やと思っております。現状 で、この状態で、ずっとおるというのはいかがなものかと思っておりますので、着 実に、実現性の高いことから、実現する可能性の高い方法で、進めさせていただき たいというのが私の気持ちでございます。当然、先程、議員おっしゃったように、 企業誘致、それとまた、地元企業がずっと高取町でお仕事していただくことは非常 に重要なことでございます。まず、地域の雇用の場の創出、それと、そういう企業 さんがおられたら、人流、人の流れということで、地域の賑わいづくりに、当然、 効果もございます。特に地方自治体にとっては、特に固定資産税関係で、すぐには 跳ね返ってこないかもわかりませんけども、確保にも寄与していただけると思いま す。また、併せまして、そういう意味で定住者の促進にも繋がるというふうに理解 をしております。特に、高取町は、京奈和自動車道、御所・高取バイパスの開通。 また、169号。また、近鉄吉野線等の交通のアクセスが、これからも特に道路関 係は充実してくるということで、しっかり、そういう流れを考えていきたいと思っ ております。もう一つは、京奈和自動車道の御所インターチェンジの方に、奈良県 が工業団地を誘致しようということで、今、取り組んでおられます。そういうこと も踏まえまして、関連企業等。また、そちらにお勤めの方の定住ということも一緒 に考えていけばというふうに思っております。それと、もう一つは企業誘致、それ と、地元企業の定着ということで支援でございます。当然、国、県、市町村におき まして、いろんな意味での支援をされているのが、今の現状でございます。特に、 大きなレベルになりますと、金融の支援、特に税制優遇は、国、県、市町村におい ても、税制優遇はされているのが現状でございます。それと、もう一つは企業誘致 のための補助金も、やっぱり実際かなり出されているというふうに思います。特に 有名なのは、三重県でシャープさんを誘致するのに100億円出されたというふう なお話もございます。そういう意味で、奈良県内でも、県が出したり、また、他の 市レベルと思いますけど、企業誘致のための支援策をされているところもございま す。また、先程言いました地元での雇用ということで、地元の雇用を確保すれば、 当然、それに対するいくらかの支援をされているところもございます。他の市また

は町の状況を勉強させていただいて、高取町の財政状況を当然踏まえながらですけども、誘致または定着のための施策を検討させていただきたいというふうに思っております。いずれにしましても、森川議員おっしゃっているように、企業誘致というのは地元にとってはすごくメリットのあることでございますので、先程も言いましたように、実現性の高いところから、可能性の高い方法で、高取町にも企業を、また定着される住民の方を増やしていけたらと思っております。それともう一つは、私、言葉足らずで、ちゃんとご説明できていなかったのかわかりませんが、地方創生の「まち、ひと、しごと」につきましてですけども、人口の減少を極力少なくするという意味で、いろんな施策を推進しておりますので、私の発言でご迷惑をかけているのであれば、それにつきましては、修正していただければと思いますので、何卒よろしくお願いします。以上でございます。ご質問、本当にありがとうございます。

- ○議長(新澤良文君) では、再質問をお受けいたします。森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 前回に続きまして、質問は住民目線で、わかりやすくさせて いただきます。①、②と質問いたしますので、項目別に答弁をお願い致します。
 - (2) 兵庫自治会決議書の回答について、

前回は、持ち時間の関係で、割愛いたしましたが、今回は決議書を読み上げます。 決議書、高取町長、高取町土地開発公社理事長、植村家忠殿、受付は令和2年10 月30日です。令和2年9月20日、兵庫自治会公民館において、兵庫自治会役員、 及び兵庫水利井司代表の全員が出席のうえ、次の不動産に関して、その全員一致の 決議により下記の通り決定した。

不動産の表示(登記簿による)、

- A 高市郡高取町大字兵庫409番1外17筆、17,551㎡。
- B 同所416番外24筆、6,868㎡。(以下、A土地、B土地を総称する場合、本件土地という)。
- C 同所382番、793㎡。(以下、見左池という)。
- 1 A土地には大量の固形産業廃棄物、B土地にはA土地から溢れ出たヘドロ状の 産業廃棄物が民間の土木業者(以下、単に土木業者という)により大量に搬入され ていることを確認する。
- 2 A土地には、大量に積み上げられた土砂を加圧した上で、太陽光発電業者が賃貸借し、南側に隣接する里道は、土木業者が破壊し放置したまま現在に至っていることを確認する。

- 3 B土地の南側に隣接し、自然水で水泳もできるほど透明性のあった見左池は、 全体が茶褐色に濁った状態のまま、当時から現在に至っていることを確認する。
- 4 本件土地の地権者である高取町土地開発公社に対し、以下の通り要求する。
- ①環境省が定める環境基準に基づく土壌、水質検査、及び水脈等の調査につき、 正式な調査機関に依頼し、それらの報告書を兵庫自治会に提出すること。
- ②水質検査で有害物質等の結果が判明した場合、兵庫自治会、及び関係する耕作農家に対し、原因究明のうえ十分な説明、並びに補償をすること。
- ③本件土地内の地中産業廃棄物を完全に撤去し、周辺の土地、里道、及び見左池の水質等を原状回復すること。また、見左池の水質が原状回復するまでの期間は、 高取町土地開発公社が見左池周辺の管理を行うこと。
- ④土木業者と和解するに至った経緯報告書、整地完了確認書、及び本件土地には、 産業廃棄物がない、と決議した関係者全員の氏名提出のうえ、前記関係者全員が 出席し、速やかに地元説明会を開催すること。
 - 以上。なお、本書の右ページには、13名の役員の署名・押印があります。
- ②和解された平成24年当時、高取町土地開発公社理事会の構成、理事は何名ですか。
- ○議長(新澤良文君) 芦高総務課長。
- ○総務課長(芦高龍也君) 私の回答ですけども、理事会の構成メンバーにつきましては、理事9名、監事2名でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ③産廃搬入について、元、筒井町長の証言、「開発の事前 協議は通ったが、契約、造成工事に着手するのが、奈良県から、Yの土地は産廃 搬入の問題があるので早く解決するように、と何度も指導があった。」 また、多くの兵庫住民が視認しているにもかかわらず、前、植村町長は「3ヵ所、
 - 5メートルも掘ったので無い。」と答弁されています。中川町長のご所見をお聞かせください。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 産廃搬入につきまして、前、植村町長のご答弁ですが、 「平成24年当時、3ヵ所、5メートル掘削をしましたが、産業廃棄物が無い。」 とご答弁されているところでございます。それ以降、調査をしておりませんので、 前、植村町長のご答弁を尊重させていただきたいと思います。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。

○1番(森川彰久君) 中川町長に、申し述べておきます。通常、土壌汚染調査と同様このような調査は、縦、横、10メートル×10メートル、100平方メートル単位で、碁盤目に調査するものです。本件土地の場合、町道の東側及び西側の合計地積が、24,419平方メートルですので、245ヵ所。半分としても、123ヵ所の調査となります。加えて、大量に搬入されている土砂の下の部分を調査しないと何の意味もなく、公社の調査は「無い。」という結論ありきの形式的な調査であるといえます。

次に、④水質検査も同様に、「健康 6 項目の調査をして問題がなかった。」と答弁 されました。中川町長のご所見をお聞かせください。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 水質検査につきましても「平成25年当時、水質検査をさせていただいて、問題がない。」と、前町長がご答弁されておりました。この案件につきましても、それ以降、水質検査等実施しておりませんので、前、植村町長のご答弁を尊重させていただきたいと思います。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 水質検査についても、中川町長に申し述べさせていただきます。別添、水質検査項目のとおり、一般的には、生活環境15項目、更には有害物質28項目、の調査をするものであり、この検査も、結果を回避するための形式的な調査であると言わざるを得ません。兵庫自治会が依頼した、生活環境15項目では、水素イオンの濃度が高い数値となり、不検出項目はありませんでした。また、有害物質28項目でも、不検出は、検出されないことの1項目のみで、他の項目全てが検出されています。通常の農業用水では、このような結果にはなりません。議長にお願いします。土地開発公社が実施したという水質検査資料の提出を要請します。
- ○議長(新澤良文君) 所管の常任委員会までに、この証拠資料の提出をお願いしま す。森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ⑤売買代金の返還を求めた裁判で、「10億9,800万円に金利まで支払え。」との全面勝訴判決が、僅か、8,000万円。弁護士費用2,750万円を支払い、産廃のある土地を引き渡されて和解。誰が利益を得るのですか。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 和解の件でございます。誰が利益を得るのか、につきまして

は、わかりかねます。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 中川町長に申し述べます。前回、指摘しました、奈良市土地開発公社が、産業廃棄物の埋まっている用地を買収した訴訟の判決、「産業廃棄物の処理費用を要することに用地は無価値といえる。」の判決は、全くの正論であり、前述しましたずさんな調査で、「産廃は無い。」と決議した、前の植村町長は特別背任、理事は背任の、嫌疑があります。なぜ、当時の公社理事会、町議会は、調査要求と異論を申し出されなかったのでしょうか。

総務課長は、「Y氏に債務が生じたときは、弁護士と相談して対応する。」と答 弁されました。しかし、刑事公訴時効は、背任5年。特別背任7年。民事損害賠 償請求は10年。不法行為は知ってから3年。Y氏にも、第三者に財産を処分す る詐害行為10年。その行為を知ってから2年。Y氏に対する損害賠償請求権は、 兵庫自治会の決議書の提出日、令和2年10月30日付で、時効3年の開始とな る可能性があります。今、弁護士と相談するべきではないでしょうか。申し述べ ておきます。

⑥中川町長は、「何せ古いことでございますので・・・」と答弁されましたが、前回、時系列資料を添付して説明したとおり、時効の関係もあり、遅くても平成19年から、何度も申し出をしているのですが、政治が全く対応しないので、前、植村町政を継承された中川町長に回答を求めているのです。高取町は解決を先送りして、約数億円もの撤去費用を負担するのですか。就任されて1年が経過し、十分な勉強時間もあったでしょうから、ご自身の言葉で明確な答弁をしてください。

兵庫自治会としましては、「いつまで放っておくんですか。」「いつ解決してくれるんですか。」との不満が永遠に続きます。この度、新型コロナワクチン接種の隠蔽事象が判明しましたが、高取町の隠蔽体制の本丸は、この問題であるといえます。中川町長、ご答弁ください。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 失礼します。就任させていただきました頃に、ちょうど兵庫 自治会の方から、前、植村町長さんの方に決議書を渡されたということで、拝見を させていただきました。現在の土地開発公社でございますが、一般会計からの補助 金で運営されているということでございます。また、当然、過去の借金の返済につ きましても、一般会計から補助金を出させていただいているということでございま

す。今後の残債いかんによりましては、最低、一般会計からの捻出も考えていかなければならないと思います。このようなことから、公社の理事会では、慎重な審議をしていただけるようお願い申し上げましてと思っております。何卒、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 理解はできないですが、よろしくお願いいたします。
 - (3) 林地開発対象地内の無番地等について、
 - ②平成29年6月1日、「高取町町道認定及び廃止に関する告示について」林地開発敷地内にある町道で廃止となった全ての認定番号、及び延長距離をお尋ねします。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) この林地開発区域内には、町道丹生谷3号線、市尾24号線があり、丹生谷3号線につきましては全長553.8メートルの内、338メートルの町道を廃止。市尾24号線につきましては全長282.4メートルの町道廃止を行いました。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ③林地開発敷地内の町道廃止から明示、確定測量から里道・ 水路の払下げ申請、から金額・納付までの各項目、年月日を時系列でお答えくだ さい。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 今の質問に対しまして、お答えします。平成29年6月 1日に町道認定廃止の告示をした後、申請者より、平成30年4月19日に用途 廃止の事前協議書が提出され、平成30年5月1日に境界確定を行いました。平 成30年6月8日に用途廃止申請書が提出され、平成30年7月18日に用途廃 止を行いました。そして、平成30年7月18日に用途廃止代金の320万円を 受領しております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ④林地開発敷地内を含めて、平成29年6月1日付で廃止された町道は、近隣住民の方々が使用されていない道路だと断言できるのでしょうか。これについては、9月の総務経済建設委員会で、当時の議会で反対したのは、新澤議長一人であることがわかりました。高取町の場合、何故認定したのかわからない不可解な町道があることは知っているのですが、長年、町道として利用していた道路を突然廃止するには、事前に地元区長に廃止するに至った説明をする

べきだと思うのですが、されたのでしょうか。また、町道廃止、並びに再認定の 基準について、お尋ねします。

- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 林地開発区域内の町道につきましては、当時、草木がかなり繁茂しており、人が通行できるような状態ではなく、また、通行されている形跡もありませんでした。平成29年度の認定廃止においては、町内一円の山間部を中心に、家屋等が建っていない町道について見直しを行い、廃止した経緯があります。昭和59年度当時に認定された経緯はわかりませんが、町道として残しておくことが道路管理に伴う費用が増大すると考え、その費用を極力抑えたいと考え、廃止しました。なお、この町道廃止については、平成29年3月議会で可決していただき、4月に自治会の総会が開かれました。大字で維持できないという意見をいただき、その後、大字区長に対して、大字ごとの廃止路線図を配布させていただきました。平成29年6月公告縦覧により、町道認定の廃止を行いましたが、当時、各大字に対して説明不足であったことは申し訳なく思ってございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) あのねぇ、森本課長。やはりね、決まってから説明するんじゃなくて、事前に、地区内の町道何号線を町道廃止するように今相談している、とかいうことを周知するべきじゃないかなと思います。そして、家が建っていないことが基準であれば、丹生谷3号線は、何でまた、再認定されたんですか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 起点、終点が、一つの路線であった場合に、一部廃止するにしても、一旦全部廃止させていただいて、それから町道が体をなしている箇所につきましては、再度認定するという形式で当時やっております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 課長、回答になっていません。家がないことが前提に廃止したんだから、家がないねから、再認定するのはおかしいということを、私聞いておるんです。丹生谷3号線は、なぜ、再認定したんですか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 再認定されたところまでは、耕作等されている別の地権 者がおられましたので、再認定させていただきました。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。

- ○1番(森川彰久君) そのような説明であれば、丹生谷3号線だけではなく、もっと再認定しなければならない、一旦廃止した町道がたくさんあると思います。いかがですか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 再度、検証して、その辺を検討していきたいと思います。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 答弁に困っておられるようですので、また、明確な基準を示していただけるよう申し述べておきます。
 - ⑤林地開発敷地内の農地につき、平成28年当時の適格証明、から地元水利、農業委員の同意、から農地法申請・目的、から進達、から許可までの各項目・年月日を時系列でお答えください。
- ○議長(新澤良文君) 吉田まちづくり課長。
- ○まちづくり課長(吉田宗義君) そうしましたら、まちづくり課の吉田の方から、ただいまのご質問でございます。林地開発敷地内の元農地につきましては、調査の結果、農業委員会への5条申請ではなく、法務局での地目変更登記の申請によりまして、地目変更登記がなされておることがわかりました。以上でございます。失礼しました。それで、法務局への申請によりまして、高取町へ平成28年10月25日に照会文書がきております。そして、平成28年10月27日に回答を戻しております。平成28年11月9日に登記官によりまして、登記がなされております。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ということは、課長、これは農地法の適用はなかった、とい う解釈でよろしいですか。
- ○議長(新澤良文君) 吉田まちづくり課長。
- ○まちづくり課長(吉田宗義君) すみません。俗に言う登記官申請というのがございまして、土地の所有者が、ですね、現況を鑑みまして、法務局の方へ申請をされております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 私、お聞きしたいのは、農地法の適用を免れたという、そう いう回答書ですね。どういう回答をされたんですか。
- ○議長 (新澤良文君) 吉田まちづくり課長。
- ○まちづくり課長(吉田宗義君) 先程、申しましたように、法務局から照会がきま

して、当然、まちづくり課の方で現地調査をしております。その現地調査を踏まえまして、10月27日に、「現状はもう農地ではない。」という回答をしております。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) これに類似したような土地は、高取町内にはたくさんあると 思います。ということは、同様の手続きを今後も行われる。前例主義ですから。 そういうような解釈でいいんですね。それを申し述べておきます。答弁は結構で す。
 - ⑥林地開発敷地の隣接地には、申請者ではない第三者が先祖代々相続されていると 思われる共有土地、1437番2、1438番、ため池、堤、があります。
 - 里道・水路払下げについて、高取町は申請者に対して、地元自治会長、隣接土地 所有者の同意を得ることが条件となっていますが、同意書は提出されたのでしょ うか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) ご質問のとおり、林地開発区域内につきましては、申請者を含めた3名の共有地(池)があります。この林地には、公図上、水路があり、この部分につきましては、まだ用途廃止せず、まだ水路として残しております。 区域内のその他の里道・水路につきましては、隣接地を含め全て申請者が所有しておりましたので、用途廃止しました。高取町では、高取町法定外公共物の管理に関する条例、並びに条例施行規則に基づき、業務を行っております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 前段の質問ですが、地元自治会長には、この地元自治会長というのは、当然、市尾、谷田、公図上の丹生谷2区、区長さんとか。それと、隣接地所有者、先程、課長からもご答弁いただいた、3名の地権者。同意書があるんですか、という質問なんです。同意書を取っておられるんですか。それでなかったら、言った、言わん、の話になるでしょ。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 池の部分についての地権者の同意書は、ありません。用途廃止していないので、同意書は求めておりません。大字区長の同意に至りますが、市尾大字、谷田大字の同意書はあります。それで林地開発区域内の隣接地で、丹生谷地内もあるんですが、全て、その隣接地内も申請者が所有しておりましたので、その同意までは得ておりません。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 前回、事業課長は、「丹生谷大字区長と協議を行いました。 隣接地の同意もいただいて、用途廃止しました。」と答弁されています。今日も、 丹生谷大字の区長さんがお見えですが、「そんな協議は、無かった。」「隣接地 の地権者が同意したとは、聞いていない。」と明言されました。どちらのお話が 正しいんですか。全く相反する答弁です。事実関係をお尋ねします。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 前回の答弁時には、大字間の取り決め事項というのがありましたので、その辺で谷田大字の区長だけ同意をいただいて、丹生谷大字には、 1区の区長に説明させていただいて、それで了解を得ているという認識でお答えを、回答をさせていただきました。せやから、今回の説明のとおり、丹生谷大字の同意は得ておりません。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) あのねぇ、公務所というのは、そういう特定の業者に対して、曖昧な手続きをするというのが公務所なんですか。あと、そしたら、同じような申請出てきたら、同じような取り扱いにするんですか、これ。毅然と対応してもらわないと困ります。これ、法定外公共物管理条例あるんですか、定め。施行規則あるんですか。もし無い場合は、どういうような手続きを指導されるんですか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 申請者、地権者には、絶対印鑑をいただいてください、 ということでお願いします。それと大字区長に対しては、極力説明してください、 ということで、できる限り同意をいただくように指導しております。もし、同意 をいただけないのであれば、ちゃんと協議して説明してください、ということで 指導しております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) これ、私、資料請求した中で、事業課から上がってきた資料で、里道・水路の用途廃止には、先程、言いましたように、地元区長と隣接地所有者の同意を得ることを条件に、条件ですよ、課長。できるだけもらってください、じゃないんですよ。条件というのは。辞書で引いてみてください。条件というのは、それがなかったら認めないという、そういうことなんですよ。同意しておられないのに、認めているというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。

- ○事業課長(森本 修君) とにかく、今、私がお答えできるのは、池の隣接の部分 の方の同意は得ていない、ということで。それで池の部分につきましては、水路 の用途廃止を行っておりませんので、そのときは同意を得ずに認めております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 私が、何を言いたいのかといいましたらね、条件が満たされてないねから、用途廃止を許可したらダメでしょう、ということを言うているんです。なぜ、許可したんですか。
- ○議長 (新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 先程も回答させていただいたんですが、用途廃止したと ころで、ほとんど大半を申請者が所有しておりました。隣接地で丹生谷大字との 境界付近もあったんですが、その場所につきましても申請者が所有していたので、 用途廃止を行いました。残っている水路の部分につきましては、現在、用途廃止 を行っておりません。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) とにかく、変則的な、当然、認められない許可を、決裁されておるということを指摘させていただきます。

長引きますので、次に行きます。仮定論ですが、町道廃止の議会承認、里道・水路の用途廃止、払い下げ。これらは一連性があり、林地開発許可申請に照準を合わせたものであるといえます。

- ⑦ため池の入口部分に設置されたフェンスを、Y商事は、撤去または移設したのでしょうか。
- ○議長 (新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) その件につきましては、再々、委員会等でご指摘がありながら、実現に至っておりません。今後、より一層交渉を重ね、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) なぜ、そのように弱腰で、寛大になるのか全く理解できません。権利者の通行権を確保するのは、行政の責務ですよ。総務経済建設委員会で、強い態度で対処すると回答されたじゃないですか。弁護士と相談して、毅然とした対応をするべきです。回答は結構です。

次に、⑧現地には、絶壁になるほど大量の物質が搬入されていますが、調整池は 申請どおり設置されたのでしょうか。また、静岡県熱海市の土石流のような事態 にならないような対策を講じておられるのでしょうか。

- ○議長(新澤良文君) 吉田まちづくり課長。
- ○まちづくり課長(吉田宗義君) 失礼いたします。ただいまのご質問でございます。奈良県の森と人の共生推進課に今回の質問の内容を確認いたしました。現在、調整池の設置場所につきましては、仮設の沈砂池が設置されており、今後も調整池の施工管理を含め許可内容に基づき、必要に応じて、県として、監視、指導、監督する。という回答が森と人の共生推進課からございました。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 時間がないので、質問をとばさせていただいて、足らない 分は、また委員会で再質問させていただきます。

そしたら、(4) 重粒子線がん治療施設について、

公園利用者が使用する施設でなければいけないという、他に例がないという回答がありました。これについて、大和高田市では、都市公園施設内に文化会館さざんかホールが建設されています。健幸の森公園という位置付けから、都市計画決定の変更を行い、実施する。もしくは、がん治療施設の面積を都市計画決定区域から除外して他方に拡大する変更等の方策を検討するべきではないでしょうか。 実例があるんですよ。

- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 大和高田市に、再度確認させていただきます。重粒子線がん治療施設のときもそうやったんですけども、認められない施設を建てるとなると公園の区域から外して、ということがございます。それを外したらどうなりますかというと、今まで投入してきた補助金等の返還も伴いますので、そこらあたり慎重に、建てられる施設か確認しながら進めていきたいと考えております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ②コンサルタント会社に支払った受託費 5,000万円の効果はゼロということになるんですよ、このままでは。受託企業は。競争入札されたのですか。
- ○議長(新澤良文君) 総合政策課長
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。総合政策課の石尾でございます。 ただいまの質問に対しまして、私から回答させていただきます。平成28年度から、高取町医療ツーリズムにかかるトータルマネジメント業務といたしまして、

医療、観光、漢方の部会を組織して取り組んできました。医療部会では、医療ツーリズムの基本構想から基本計画までを策定いたしました。観光部会では、継続実施できることをめざした新しいイベントを企画・実施してまいりました。漢方部会では、大和トウキを活かした特産品の開発を進めました。都市公園内に医療施設を誘致するための国家戦略特区エリアによる規制緩和が認められませんでしたことから、高取健幸の森公園内に重粒子線がん治療施設の誘致は断念するという結果になりましたが、新規事業の、くすりのまち高取の漢方マルシェやチャンバラ合戦は、継続実施をしてまいりました。但し、新型コロナウイルスの影響で、この2年間は開催できておりません。また、特産品開発では、大和トウキ煎餅や大和すこやか茶を開発いたしました。なお、本業務の受注先は、株式会社インテックスコンサルティングで、公募型プロポーザル方式により業者を選定しております。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 議長、2分前になったら、言うてくれますか。2分30秒。 はい。そうしたら、もう一つして、あと、最後とばします。

ということは、③ 2, 1 0 0 万円は、国の地方創生推進交付金を活用されたとのことですが、国の会計検査の対象ではないのですか。

- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。森川議員ご指摘のとおり、国の会 計検査の対象となります。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ということは、その場合、目的を達成できていないんだから、 国から、いろいろ指摘がないのですか。
- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼します。国の会計検査の対象に今のところなってございませんので、国の方から質問等はございません。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 私は、何を、これを問うかといいましたら、今、新型コロナ ワクチンの補正予算約3,000万円が認めてくれるかどうかわからないという、 そういう中で、ですね、ここで代価ほぼゼロに近い公共投資に、3,000万円 投資しているんですよ。それを言うんですよ、私。

時間がないから、次、行きます。都市計画の見直し、4項目、2点だけ絞ろうか。

- ②分家住宅の広報掲載による周知について、「奈良県建築安全推進課と協議の上、建築設計者等へ周知を図っていきたい。」と答弁されました。なぜ、そのような非現実的な発想になり、広報で周知しないのでしょうか。そもそも住宅建築計画されるのは誰ですか。建築主が知らないと、建築する土地を高取町で決められないでしょう。それから建築主が、設計事務所に依頼するんですよ。順序が真逆ですよ。広報で周知することで、何か問題があるのですか。
- ○議長(新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本 修君) 問題はないと考えております。今後、広報担当課と協議して、その辺のことを進めていきたいと考えております。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) その回答を期待しているんですよ。なぜ、この答えが再質 問しないと出ないのか。私は不思議です。

もう時間がないと思いますので、議長から「早く終われ。」と言われる前にしめます。あとは委員会で、また質問させていただきます。

終わりに、都市計画審議会は私も委員ですが、いつ開催されるんですか。

- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。第3回定例会におきましても、森川議員の方から、区域指定等の問題でご質問いただいております。その件につきましても、今後、勉強を進めるとともに、ですね、都市計画審議会におきましても、奈良県の都市計画区域マスタープランに基づく土地利用の方向性や区域指定、それから地区計画の現状や今後についての研修会を今年度中に開催させていただきたい。情報共有できたらなと考えておるところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) そしたら、最後にしめます。終わりに、私は、議員活動をさせていただき5カ月になる新人議員です。先輩議員の方々には、僭越ではございますが、質問に答えていただきました管理職の皆さんに一言申し述べさせていただきます。私は、決して、重箱の隅をほじくるようなことはいたしません。そのような気持ちで質問しているのではありません。今回の一般質問は、高取町政の何が問題なのか、何が疑問なのか、住みよいまちにするにはどうすればいいのか、等々を住民目線で率直に問うことで、今後の課題として職員の皆さんと共有できるようにと願ってのことであります。どうか御理解してください。

そして、中川町長には、昨年3月まで、奈良県産業振興部長として、企業誘致を 推進する所属でお仕事をされていたということですので、私だけではなく、多く の住民の皆さんが、絶大なる期待をされていることと拝察いたします。どうか、 長年の経験、人脈等々、持ち得たノウハウを存分に発揮していただきますことを お願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。答弁は結構です。

- ○議長(新澤良文君) これをもちまして、1番、森川議員の一般質問を終了いた します。森川議員の質問の中で、証拠資料であるとか、答弁であるとか、常任委 員会にお任せいただいた部分に関しましては、常任委員会で回答あるいは書類の 提出をよろしくお願い申し上げます。
- ○議長(新澤良文君) それでは、これで森川議員の一般質問を終了いたします。 1時間ほど休みますので、1時30分から一般質問を再開いたします。休憩。

午後 0時24分 休憩 午後 1時30分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。 次に、3番、谷本議員の発言を許します。3番、谷本議員、ご登壇願います。

〔3番 谷本吉巳君 登壇〕

○3番(谷本吉巳君) 3番、谷本でございます。議長のお許しをいただきましたので、2点、一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナワクチン追加接種、いわゆる第3回目の接種が今月から始まりますが、どのような体制で望まれるのか、お伺いいたします。先程、町長は開会の挨拶の中で、町民の皆様の安全・安心を最優先にした接種体制をつくるため、新型コロナワクチン接種対策推進室を設置されると表明されました。今回の接種に当たり、新たにワクチン接種事業を所掌する室を設置し、事業を推進されようとしている町の姿勢については、私は一定の評価をしているところでございます。しかしながら、私が懸念するのは、推進室の設置は12月10日であり、第3回目の接種が始まるまでの時間的余裕がなく、果たして円滑なスタートができるのか、という点であります。追加接種事業に関する基本的な知識を職員が習得したり、職員間の情報の共有を図るなど、ある程度、時間を要する諸課題が存在しています。こういった諸課題について、どのように解決し、安全安心なワクチン接種事業をスムーズに推進していこうとされているのか、具体的にお答えをください。「仏作って魂入れず。」よく見聞きする有名なことわざです。新型コロナワクチン接種対策推進室も、このことわざと同じであると思います。このようにならないためには、町長は推進室に

込められた思いを職員に対してどのように伝えられたのか、お伺いします。また、 ワクチン接種事業を従来から、担当課以外の各課から職員を動員されてこられまし たが、職員の負担を少しでも軽減するために高度な判断を要するポジション以外は、 全面的に業者委託をするべきであると考えますが、見解についてお伺いします。 次に、新型コロナワクチン追加接種に当たり、町政に対する町民の方々の信頼を取 り戻すため、どのように取り組もうとされるのか。町長のお考えをお伺いします。 今回の新型コロナワクチン接種事業について、不適切な事案が次々と明らかになり ました。その結果、ワクチン接種を受けられた方の約7割の方が、抗体検査を受け なければならない事態となりました。このことは、ワクチン接種事業のみならず、 町政に対する町民の方々の信頼を著しく失墜させたと言わざるを得ません。今月か ら追加接種が始まりますが、町民の方からは、「今度は安心して接種できるのか」 「また抗体検査を受けることにならないか」といった声が聞こえてまいります。町 長は、このような町民の方々の声を真摯に受け止めると同時に、不安を払拭して、 町民の皆様に安心して接種していただく責任があると考えます。一度失われた信頼 を取り戻すことは並み大抵なことではありません。今後、町民の皆様の町政に対す る信頼を取り戻すために、どのような取り組みをされるのか。中川町長の決意をお 伺いします。以上です。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 3番、谷本議員から、新型コロナワクチン接種3回目につきまして、ご質問を受けました。お答え申し上げます。

まず、新型コロナワクチン追加接種でございますが、12月から医療従事者の方。 来年の1月から高齢者施設に入所されている方、また従事されている方。2月からは65歳以上の高齢の皆様方に接種をさせていただく予定でございます。

12月1日付で、新型コロナワクチン接種対策推進室を設けさせていただきます人 事異動の内示をさせていただきました。人事異動につきましては、12月10日 付で移動になります。

先程、本当に今回のワクチン接種につきましては、町民の皆様方に大変ご迷惑、また、ご心配をおかけしまして、本当に心からお詫び申し上げます。3回目のワクチン接種につきましては、今回の不適切な事案を肝に銘じまして、町民の皆様方の安全・安心を最優先に取り組ませていただきたいと思っております。

具体的には、先程申しましたように、新型コロナワクチン接種対策推進室を福祉 課内の課内室として設置をさせていただきます。執務場所は、現在の会議室にい たしたいと思っております。室長を始め事務職4名を今回は専任職員で配置をさせていただきます。また、兼務につきましては、保健センターの二人の保健師さん、二人で兼務職員ということで、6名体制で臨ませていただきたいと思っている次第でございます。

追加接種に当たりまして、町民の方々の信頼を取り戻すために、具体的な取り組 みを申し上げますと、医療職業務と事務職業務の役割分担の明確化をさせていた だきたいと思っております。それと先程、谷本議員からございましたように、外 部委託というのを積極的に取り入れさせていただいて、専門的な人材を活用させ ていただきたいと思っております。また、医師、看護師など医療従事者の協力が 当然、必要でございますので、引き続きご協力を依頼したいと考えております。 ワクチンの適正な管理、これをまずつくること。特に、医療職の方に、そちらに 注力していただきたいと思っております。また、安全・安心な接種会場づくりを めざしたいと思っております。それと、職員、医療従事者、それぞれの知識また 技術の向上。それとまた、注意喚起を積極的にやっていきたいと思っております。 それともう一つは、いつでも事故は起こると、そういう危機意識を持ってもらっ て、確認、再確認のダブルチェックをしっかりやっていきたいと。それともう一 つは、従事されている方々、皆さん方の情報共有の徹底を進めていきたいと思っ ております。これらの取り組みを行うことによりまして、今までの1回目、2回 目、不祥事を起こしてしまいましたので、そういうところをしっかりフォローさ せていただいて、町民の皆さんに少しでも安心していただけるワクチン接種に努 めさせていただきたいと思っております。

それと実際、12月10日付で人事異動を発令いたしますけども、実は12月3日、12月1日に内示をいたしましたので、職員さんに事前に集まっていただきまして、今のようなことを職員にお話をさせていただいて、これから、より一層、それを現場に落としていただいて。それと、1回目、2回目の経験のある方もおられますので、そこを踏まえまして、実際にそれを具現化、実行できるような形で進めてまいりたいと思っております。また、そういうことで2月から本格的に65歳以上の方々の接種を予定しておりますので、町民の皆様方に少しでも安心していただける体制を築かせていただきたいと思っておりますので、何卒、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げる次第でございます。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ご質問ありがとうございます。

○議長(新澤良文君) 再質問をお受けします。谷本議員。

○3番(谷本吉巳君) 今、町長からご答弁いただいたわけでございますが、推進室におきまして、事務職と医療職の役割分担を行うということでございますが、役割分担は当然でございますが、どのような連携を図られるのか、というのは、私には、まだ少しふあんな点がございますが、どのように連携を図られるのか、といった点についてお伺いしたいと思います。

それと、町長から今、信頼回復について、ご答弁をいただくわけでございますが、信頼を失うことは一瞬でございますが、信頼を取り戻すことは、かなりの年月を要することだと考えております。私は、町政に対する信頼を取り戻すためには、町長以下、職員全員が日々与えられた職務に全力で取り組んでいる姿を町民の皆様方に見ていただくことだと考えております。町民の皆様方に、役場の職員は一生懸命に仕事をしてくれていると感じていただくことができれば、少しずつではありますが、信頼の回復に繋がっていくのではないかと考えます。この点につきまして、町長のお考えをお伺いします。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 事務職と医療職の業務の分担でございますが、今まではどうしてもボーダーレスになっているところも多々あったと思います。特に、医療職の方につきましては、ワクチンの保管、運搬、管理等、医療職ならではの健康相談、それとあと、研修に特化させていただきたいと思っております。それ以外の事務的なこと、当然、いろいろ契約の関係、補助金の関係、実際の委託業者さんとの調整等、そういうものにつきましては、事務職の方が対応していただくと。先程、連携と、ちょっと少し、お互いに気を付けていたら、こういう事態は未然に防げたということもございますので。当然、今までの1回目、2回目の接種をしておりますので、そのときの過ちといいますか、注意すべきところをお互いに、先程いいましたように、コミュニケーションを図って、当然、そこは室長さんを中心にまとまっていくと思います。そういうことで、進めさせていただきたいと思っております。

それと、役場の信頼回復でございます。谷本議員おっしゃるとおりでございます。 職員が一生懸命に全力で対応させていただくと、取り組ませていただくというこ とで、少しずつでも信頼を取り戻せるように、私が先頭に立って、しっかりやっ ていきたいと思っております。以上でございます。ご質問ありがとうございます。

- ○議長(新澤良文君) 谷本議員。
- ○3番(谷本吉巳君) 今、町長の方から、職員全員一丸となって取り組むと、ご答

弁をいただきましたので、職員の皆様方におかれましては、推進室のみならず、 全職員で全力で取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わらせて いただきます。

- ○議長(新澤良文君) 谷本議員の質問時間が、21分残っております。関連質問ご ざいましたら、お受けいたします。松本議員。
- ○4番(松本圭司君) 松本でございます。抗体検査について、2点お伺いしたいと 思います。

1点は、ご高齢の方については、もう早く終わっておるんですが、今度3回目の接種が間もなく始まるんですが、ご高齢の方に聞いてみますと、大半、接種後に腕は痛かったけども、熱は出えへんし、副反応も何もないけども、効いているのかな、という方が何名かおられました。こういう方に、自分に抗体が付いているのか、付いていないのか、というのが、ごく少数の方だと思うんですが、抗体検査を受けたいと希望される方については、町内の医院で検査をするとか、そういう配慮をしていただけたら、というのが1点です。

二つ目は、高取町のホームページにも、抗体検査の結果を上げていただいています。大半は、抗体が付いていると。ですが、特に基準値15より下回っている方については、少数ですが何人かおられます。この辺、やはり、一人一人に細かい手当をしていってあげてほしいなと。こういうところの町の対応をお聞かせください。以上です。

- ○議長 (新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 松本議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご高齢の方、65歳以上の方でございます。今、ご要望があるということでございます。先程、申しましたように、2月から高齢者の方の3回目の接種が始まります。それと、今週もまた、抗体検査させていただいているんですけども、まず、不適切なワクチンを接種された方を、まず先に終わらせていただきたいと思っております。集団の方であと数回させていただいて、あと、これから、それに間に合わなかった方をどうフォローしていくかということで、極力皆さんに検査を受けていただくように、町としてお願いする次第でございます。そういうことで、2月から始まります。実際にお年寄りの方の検査をさせていただいても、検査結果と同時にすぐに3回目の接種をするということもございますので、そこは実際の実効性も踏まえまして、ご検討させていただいたらというふうに今の段階では思っております。

それとコロナの抗体検査の速報値ということで、今直近の分が、11月21日検査分までの統計データで、1,718人の方、ホームページで記載をさせていただいております。今、松本議員おっしゃったように、15以上の方がかなりということでございます。15未満の方が13人、その日現在でございますけども、おられます。ホームページにも記載させていただいていますように、15未満の方につきましては、個別にご相談といいますか、職員がまいりましてご説明させていただいて、先生と相談いただいて、希望される方については、再度、接種をさせていただいているということでございます。そういう形で、少ない方、いろ特に抗体値につきましては、年齢とか、基礎疾患とか、お薬をどれだけ内服されているかによって、かなり個人差が大きいと。だから今回、こういう形で、見させていただいたら、ある方は4桁もあるし、ある方は2桁、15以下という方もございますので、非常にバラツキがございます。そういう意味で、先生とドクターと相談していただいて、慎重に、ご本人の希望に沿った形で対応をさせていただくということでございます。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 松本議員。
- ○4番(松本圭司君) ありがとうございます。少数ですが、抗体のない方については、きめ細かい対応をよろしくお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(新澤良文君) あと、19分ございます。新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 1点ですが、新型のコロナウイルスが、また発生しているという中で、子どもさんのワクチン接種というのも、まだ進んでいかないと思うんですが、ワクチン接種していてもコロナに感染するという実態も出ているわけでして、今後、どのくらい感染拡大していくかというのは、なかなか見えにくい状況ですが、その状況に応じて、希望者のPCR検査を実施するということも検討していった方がいいのではないかと思うんですね。その点については、いかがでしょうか。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 新澤明美議員のご質問にお答えいたします。

PCR検査でございますが、議員も十分ご承知だと思いますが、その瞬間、その時点でのPCR検査という形になると思います。国のいろいろご意見も出ていますし、ただ、ちょっと慎重に、その瞬間だけのことになりますので、判断させていただきたいというように今の段階では思っている次第でございます。以上でご

ざいます。

- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 意見だけ言わせていただきますが、これまでコロナ感染が拡大する中で、日本は世界中から見て、PCR検査をあまりせずにきたという経緯があります。その理由として今のようなことがあげられてきたと思うんですね。だから、感染拡大しないように、感染者を見つけて、隔離して、重篤な状態にならないうちに見守るということが必要だと。それが拡大に繋がらないという意味でのPCR検査をやろうと。都市では、一気にPCR検査をやっていたと思いますが、今の段階で実施したらいいかどうかというのは、以前の実態とはちょっと違うかもわかりませんけども、その状況を見ながらPCR検査の必要性、何が大切かということを感染拡大に関わって考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。
- ○議長(新澤良文君) 皆様に申し上げます。関連質問は、質問でよろしくお願い します。意見は求めておりません。 あと、17分ございます。森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 皆さんと他の議員さんと重複しない4点だけお尋ねします。 PCR検査で陰性、または、ワクチン接種2度の方を対象としたパッケージ型の G0.T0.トラベルがスタートしております。今回のワクチン接種不祥事の対象に なられた高取町住民の中で、旅行を計画される方は、2度のワクチン接種をされ た対象となるのでしょうか。
- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。ただいまの森川議員のご質問に 対しまして、私からお答えさせていただきます。

当町で、2度のワクチンを接種いただいた方は、2度のワクチン接種の対象者ということになります。接種者が持っておられます予防接種済証は、有効でございますし、海外旅行に行かれる際に必要となる予防接種証明書も発行することは可能でございます。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ありがとうございます。2番目、私も11月17日、午後3時から抗体検査を受けたのですが、実感として、私の相談者にも同じようなお話がありまして、高取町のホームページ上で検査結果の公表がされているにもかかわらず、手元には未だに個人宛ての検査結果が届いておりません。簡易書留郵

便の配達記録を見ると、手元に届くまで郵便局引き受けから10日間もかかっています。通常、検査を受けて3~4日位で検査結果が送られてくるんですけども、あまりにも遅いのではないでしょうか。検査結果を心配されている方々に、別の配達方法も検討するべきじゃないでしょうか。お尋ねします。

- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。ただいまのご質問でございます。 議員ご指摘のとおり、結果の配達が大変遅れております。町民の皆様には、大変 ご迷惑をおかけしていることは事実でございます。郵便局の方にも再三申し入れ を行っておりますが、やはり特定配達記録ということで不在であれば配達できな いということがございまして、それからまた、対象者の人数も数多いことでござ いますし、そのものが郵便局の中で溜まってきておりまして、配達に時間がかか るということも聞いております。ただ、いずれにしましても、かなり内容が個人 情報に当たりますことから、現在は全て特定配達記録の郵便とさせていただいて おりますが、今途中で普通郵便に切り替えるというのも難しいかなと考えており ますけれども、かなりの数の結果の問い合わせをいただいているのも事実でござ います。今後、その辺のことにつきまして、今現在は、特定配達記録で引き続き 郵送を行っておりますけども、今後、あまりに結果の配達が遅延するようでした ら、考えていかなければならないかなと思っております。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) メール便とかも配達記録、受け取りの運用する。そういう方法も検討してもらったらどうでしょうか。あまりにも遅い。3番目、先程の松本議員とちょっと重複する場合があるんですけども、送られてきた報告書では、「基準値が0.8未満で抗体なし」とのことですが、ホームページ上では、15未満と。接種事案の対象だと扱われています。なぜ、この基準値が二つあるのか。お尋ねします。
- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。ただいまのご質問でございます。 結果のところに書かれております「0.8」という基準は、これは高取町が採用しておりますロシュ社が決めております抗体の陽性、陰性の判断がその数字、「0.8」あるかないかという判断基準になっておる検査結果の基準でございます。高取町では、新たに「15」という数字を設けさせていただいて、「15」 以上か、未満かというところで判断させていただいて、「15」未満の方につき

ましては、先程、町長から説明ありましたように、個別で訪問して、話をさせていただいて、その後のことについて検討させていただいているということで、「15」という基準は、高取町が設けました新たな基準。今回、設けさせてもらった基準ということでございます。

- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 説明では、受け取る側の立場としたら、とまどわれると思うんですね。だから、「15」でいいんじゃないですかね。委員会にもご相談あったと思うんですけど、ロシュ社の「0.8」と「15」では、あまりにも開きがありすぎると思いませんか。
- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) わかりにくい説明で、大変申し訳ございませんでした。「15」という数字は、既にコロナウイルスに感染された方が、ウイルスに負けないというか、闘うというか、中和抗体を獲得される数値が「15」ということでございます。これはロシュ社の方と、それから和歌山県の方も公表されておりまして、高取町も今回その数値を採用させていただいて、それ未満の方には、再度接種なりというふうな方法も検討していこうというふうな数字で。
- ○議長(新澤良文君) 具体的に話してあげないと。石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 今、議長からご指摘いただきましたが、「15」という数字は、既に感染された方が、中和抗体を獲得する数字ということで、「15」という基準が示されておりますので、高取町もその基準を採用させていただいたというところでございます。なお、検査結果と同時に、その辺の説明をさせていただいた資料も同封させていただいておりますので、検査結果が送付された方には、わかっていただけるかなと考えております。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) 今、議長からもご指摘あったと思うんですが、わかりやすく、とまどわれないような。数値が二つあるというのは、もう現にとまどわれているわけですから。私も、いずれの数値が正しいのかと思いますわね。そういうふうに「15」なら「15」で、報告書も出してもらったらいいと思います。それは、ご相談してください。

4番目、最後です。新型コロナワクチンに関して、専用ダイヤル、その後、新型 コロナワクチン相談ダイヤルが3本設けられていますが、なぜ、通話料金が固定 電話より高い携帯電話を使用されているのでしょうか。ご迷惑をおかけしている 住民の方々に更なる余計な負担がかかると思います。参考ですが、他の市町村では、フリーダイヤルや固定電話が利用されています。なぜ、高取町は、同様の対応が最初からできなかったのでしょうか。できないのでしょうか。お尋ねします。

- ○議長(新澤良文君) 石尾課長。
- ○総合政策課長(石尾宗将君) 失礼いたします。確かに議員ご指摘のとおり、現在 は携帯電話の回線3本で相談ダイヤルを運営いたしておる都合で、電話いただく 住民の皆様にいくらかの通話料がかかる状態となってございます。今後、先程、 町長も申しましたとおり、新体制が12月10日をもって発足いたしますので、 その辺のコールセンターの運営のことについても、そちらで再度検討いただける かなと考えております。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 森川議員。
- ○1番(森川彰久君) ぜひ、フリーダイヤルを問い合わせ先の電話番号として記載 していただくようにお願いいたしまして、質問を終わります。
- ○議長(新澤良文君) 谷本議員の質問時間が、12分残っております。関連質問 ある方はお受けします。西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) 谷本議員の質問時間をいただきまして、西川の方から質問させていただきます。住民の方々の信頼を回復する。安全・安心をしっかり感じてもらった中で、接種を進めていく中で、100条議会でも一度お話しさせていただいたと思うんですけど、監視カメラの導入であったりだとか、データロガーの数値の公表であったりだとか、そういうことは、どのように現在のところお考えですか。
- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 今、ワクチン推進室の方で具体的にこれから、今の西川議員のお話にありました監視カメラ、またデータロガーの記録については、具体的にその中で、1回目、2回目の不適切な事案を肝に銘じて適切に。また、私の方からも適切な温度管理ということで申し上げて、実際にどういう形でどうするのかというのを事務方の方でご検討いただくようにと思います。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 西川議員。
- ○2番(西川侑壱君) ありがとうございます。住民の方に安心を感じていただく ためには、そのあたり、しっかりとこちらも監視体制を敷いているということを 示していく必要があると思いますので、また、ご検討いただけたらと思います。
- ○議長(新澤良文君) あと、10分ございます。関連質問ございませんか。

それでは、これをもちまして、谷本議員の一般質問を終わります。 2時20分から、8番、新澤議員の一般質問を始めます。2時20分まで休憩。

> 午後 2 時 1 0 分 休憩 午後 2 時 2 0 分 再開

○議長 (新澤良文君) 再開いたします。

それでは、8番、新澤議員の発言を許します。新澤議員、ご登壇願います。

〔8番 新澤明美君 登壇〕

○8番(新澤明美君) それでは、8番、新澤から、3点質問をさせていただきます。 まず、一つ目は、猫トラブルをなくし、命を守る取り組みについて、でございます。 飼い主がいない猫は生後4カ月で発情し、1回の妊娠で数匹を出産。年に2~3 回妊娠をして、1年で数十匹増えるという状況もすぐに見えてくるわけであります。 そういう中で、厳しい環境のもとで飼い主のいない猫は4~5年の命であるとい うふうに聞いております。町内でも、個人で去勢手術代を負担して餌をあげてお られる方がありますが、実際にきりがなく、人目をはばかるということを私も聞 いているところでございます。一般的には、猫に餌をやらないようにすべきだと いう声も聞くわけでございますが、やらなければ猫がドンドン増えていくと。猫 トラブルが減ることはなく、その数が増えて糞尿や病気、ところによりますと、 今、高取町では行われておりませんが、多頭飼育等の環境問題や社会問題にまで 発展している地域も既に出ているわけでございます。今、高齢化が進んでいる中 で、飼い主というか傍におられた方も亡くなっていく。本当に大変な状況になっ ていくということも目に見えるのではないかと思います。そこで、高取町内の猫 に関わるトラブルと殺処分の実態は、どうなっているのでしょうか。また、猫ト ラブルに対して、町はどんな取り組みをしておられますか。今年度から、高取町 は、県のTNRモデル事業を実施しています。この事業は、飼い主のいない猫の 繁殖を抑え、自然淘汰でその数を減らしていくことを目的に、捕獲のT、不妊・ 去勢手術のN、を施して、元の場所に戻すR、という活動のことであると環境省 のガイドラインで示されており、猫の命を尊敬しつつ、猫による被害を減らすた めに、地域の方々とTNR活動を県が支援すると。手術代は県が無料で実施する と。そのような事業であります。そこで、今年度高取町で実施されている事業の 状況について、ご説明いただきたいと思います。手術をした地域の猫は、7割を 超えれば猫は減っていくと言われておりますが、地域で一挙に事業実施すれば効 果が表れますが、実際にそのようなことができるのかどうか、という問題。また、

手術後に元の場所に戻すわけですが、元の場所に戻して、猫トラブルは少なくな っていくのかどうか。その辺についても、モデル事業がまだ始まったところです が、その事業に対する町の意見もお聞かせいただきたいですし、地域から出てい る要望がありましたら、ここでお聞きしたいと思います。この活動以外に、県と は別に、地域猫活動というのもあります。猫問題を地域の環境問題として捉え、 地域の住民と飼い主のいない猫との共生をめざして、餌をやり、トイレを設置し、 不妊・去勢手術、猫の譲渡等をボランティア団体の支援を受けて実施されている という、こういう活動であります。これは、このTNR事業と同時進行されてい る地域もたくさんあるわけでございます。この不妊・去勢手術の費用というもの がいるわけでして、これに対しては、県内で独自に補助をしているところ、また、 動物基金という団体は、自治体に対して全額無料券を配布するという、そのよう な事業を行っております。そのようなところの力を借りることも必要ではないか と思うわけであります。生駒市では、ふるさと納税のうちで、殺処分ゼロをめざ す猫愛護コースというのをつくりまして、手術代の全額負担の財源に充てており ます。実績としては、全国から、1、300万円ほど集まったということで、手 術代に1万円ちょっとくらいかかるんで、一挙に手術を施したというような実績 を持たれているわけであります。高取町では、今後、どのような取り組みをされ ていこうと思われているのか、お聞きしたいと思います。

次に、二つ目に、生活困窮者の実態と対策について、1年前の12月議会では、 コロナ禍のもと、住民の命と暮らしを守るために、という質問をし、住民の実態 を調査した上で、必要な施策を検討するよう最終的に述べたところでございます。 特に今回は、町内で、生活困窮者の実態と現在ある救済制度について、利用状況 を含めまして、お答えいただきたいと思います。まずは1回目の質問は、ここま でといたします。

そして、三つ目の質問でございます。コロナ禍における文化的な取り組みの進め方について、長期に及ぶコロナ禍のもと、スポーツ行事以外、町のほとんどの行事が中止となっています。遠方への外出や多人数の活動が制限されているため、自宅、または少人数の活動、あるいは近辺への探索が増えているのではないでしょうか。今後は、こういう時代の中、多くの人を集めてイベントをする時代ではなく、質の高いものを個別、少人数で、求める時代になっていくのではないでしょうか。改めて、高取町の豊かな自然環境や先人達が築き上げた歴史や伝統文化を後世に伝える取り組みを重視することが町民の暮らしを豊かにし、定住、移住

につながると考えます。町内には、高取城跡、城下町の家並み、遺跡、お寺や仏像、お宮さん、その他歴史的遺産が多数あります。今後、ITによる講演会や展示会、探索。また、実際に探索してもらう取り組み等、もっと積極的に企画をしていくべきではないでしょうか。そして、身近な点では、文化活動をされている方に、活動する場の提供、活動の紹介、また、住民が自由に文化的な活動ができる環境づくりをすることが、生きがいづくりにつながると考えますが、いかがでしょうか。今後の文化的な活動について、お答えください。以上です。

- ○議長(新澤良文君) 米田課長。
- ○住民課長(米田晴信君) 失礼します。住民課の米田です。私の方からは、新澤議員の1番の猫のトラブルについて、回答させていただきます。

まず、町内の猫トラブルの実態ですが、現在、把握しているのは、7ヵ大字からの苦情を把握しております。要望につきましては、猫で困っているのでどうにかしてほしい、という内容が大半でございます。それから、殺処分についてですが、猫については動物愛護法のもと、捕獲すらできませんので、高取町としては、殺処分は0件でございます。

また、町の取り組みということですが、それにつきましては、広報やホームページによります猫に関する啓発や、保健所から提供していただいたチラシ等、自治会を通じて住民の皆さんに戸別配布していただく。あるいは、中和保健所へ連れていく等の取り組みを行っています。また、今年度においては、県で実施されているTNR事業に3ヵ大字が応募し、応募した3ヵ大字のうち、2ヵ大字の4頭のTNRが採択され、完了いたしました。今後におきましては、県の実施するTNR事業に加えて、ボランティア等で実施されているTNR事業等も活用しながら、住民の皆さんに協力していければと考えております。以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 岸本課長。
- ○税務課長(岸本資之君) 失礼いたします。岸本でございます。税務課といたしまして、新澤議員の一般質問の生活困窮者の実態と対策について、ですが、救済制度というべき施策といたしまして、コロナ対策として実施している制度、減免、徴収猶予について、税務課から回答いたします。

現在、国民健康保険税の減免として一昨年1月より実施されており、今年度実施 しているところで現時点11月末までの減免件数は、6件の149万8,900 円になっております。また、固定資産税の中小企業の事業用建物・償却資産分の 減免制度は本年度より導入され、トータル件数で27件、313万9,570円 が減免されている状況でございます。また、その他税目につきましても徴収猶予を行うなど、コロナ禍でも、できるだけ納税者の方に納付していただきやすいよう業務に当たっており、こちらも、11月末現在で、2件、90万5,000円となっております。そのうち国民健康保険税で、一部が減免になり、残額を徴収猶予という形になっている件数が1件、11万円ございます。令和3年度には、コロナ禍で減収となる固定資産税は、財源的には普通交付税基準財政収入額で算定措置され、事業用建物・償却資産分減少分については、地方特例交付金が公布されることで財源補填されることとなっております。税務課からの答弁は、以上でございます。

- ○議長(新澤良文君) 桝井福祉課長。
- ○福祉課長(桝井貞男君) 新澤議員さんからの2問目のご質問の、生活困窮者の 実態と対策につきましてのご質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思 います。

まず、本町におきましての生活保護受給者の件数でございますが、現在は69世帯で、79人でございます。令和3年度におきまして、新規で生活保護が開始された件数は4世帯で4人でございます。生活保護のご相談があった場合は、県の中和福祉事務所や民生委員の方とともに、ご自宅へ訪問させていただき、お困りの事情をお伺いさせていただいているところでございます。

また、今年度におきまして、社会福祉協議会に委託いたしまして、包括的支援体制整備事業といたしまして、地域住民の困りごとを発見し、相談につないで、関係機関と連携して、解決するための体制の構築をめざしているところでございます。その事業の一環といたしまして、「高取お悩みジム」と題しまして、生活困窮を含めました生活全般の困りごと、悩みごとの相談を受け付けいたしまして、一人ひとりの課題に寄り添い、相談者とともに解決策を考えていくことをめざしているところでございます。今年4月から10月末までの相談件数は97件ございまして、うち、生活困窮関連の相談は45件ございました。内容に応じて、各関係機関につなぎ、それぞれの機関が連携しながら、対応しているところでございます。

また、昨年度から、新型コロナウイルス感染症による経済への影響により、緊急 小口資金といたしまして、休業等の理由で一時的な資金が必要な方への緊急の貸 付や、総合支援資金といたしまして、失業等により、生活の立て直しが必要な方 への貸付が実施されてきたところでございます。昨年4月に制度が開始されて以 降、今年の11月末までに、119件の申請がございました。なお、これらの貸付につきましては、申請期限が来年3月末延長される予定でございますとともに、来年3月末までの据置期間を来年12月末まで延長される予定でございます。また、総合支援資金の再貸付に代えまして、総合支援資金の初回貸付を借り終えた一定の困窮世帯に対しまして、生活困窮者自立支援金が支給される予定でございます。

それから、今年度におきましては、6月議会で議決いただきました、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)として、住民税が非課税の低所得の子育て世帯に対しまして、児童一人当たり5万円の給付金を支給させていただいたところでございます。これまでに、児童60人分として、300万円を支給いたしました。今後、国におきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金といたしまして、一世帯当たり10万円の給付金を予算化される予定でございます。また、社会福祉協議会におきまして、ライフサポート事業といたしまして、コロナの影響で収入が減ったことなどにより、暮らしにお困りの方に対しまして、日用品や食料品の配布を行っているところでございます。この配布に併せて、生活全般の悩みごと相談も行っているところでございます。相談内容につきましては、収入や生活費に関することが多く、それ以外にも、仕事や就職のこと、あるいは病気や健康、家族や人間関係の相談もございます。この事業におきましては、これまで役場や社協にご相談のなかった若年の方や、ひきこもりがちの方からの申し込みもございまして、そのような方々と定期的に関わる機会づくりにつながったという現状がございます。

また、75歳以上の一人暮らしの高齢者や生活困窮者に対しまして、月1回、無料で弁当を配布いたしまして、配布時に困りごとの相談に応じているところでございます。

それから、生活困窮者や不登校児を対象といたしまして、「ぐらんふぁみーゆ」 と題した教室を実施しているところでございます。生活にお困りで、勉強したい 気持ちはお持ちでありながら、塾へ行けないお子さんや、学校へ行きにくい子ど もの学習支援を行っているところでございます。

冒頭に申しました、包括的支援体制整備事業も含めましたこれらの事業が、生活 困窮者を含めた方々の生活面や精神面での支援や、制度の利用のきっかけづくり につながっているという側面もございます。今後におきましても、何らかの事業 の利用が契機となり、生活困窮に関わることも含めた様々な相談につながり、解 決への糸口につながっていくような事業の展開を模索してまいりたいと思います。 以上でございます。

- ○議長 (新澤良文君) 森本事業課長。
- ○事業課長(森本修君) 事業課の方から、2番目、生活困窮者の本町の実態と対策 について、行った対策について、お答えさせていただきます。

事業課としましては、本町の上水道を給水させていただいている全世帯に対し、 令和2年6月から8月までの3カ月分の基本料金の減免を実施しました。その総 額としまして、1,987万9,920円となっております。

- ○議長(新澤良文君) 前田教育次長。
- ○教育次長(前田広子君) 教育委員会の前田です。8番、新澤議員の、2番目、 生活困窮者の実態と対策について、お答えさせていただきます。

教育委員会で把握している生活困窮者の実態として、要保護・準要保護児童生徒の人数が、令和2年度末で、小学校は、要保護児童ゼロ、準要保護児童29名、中学校は、要保護生徒2名、準要保護生徒31名、でございます。令和3年度の現時点での人数は、小学校は、要保護児童ゼロ、準要保護児童30名、中学校は、要保護生徒2名、準要保護生徒24名、でございます。生活困窮者に対する救済制度として、要保護・準要保護児童生徒に対して就学援助費を支給しております。また、支給条件を満たした生徒に対し、高等学校等就学奨励金一人当たり5万円を入学時に支給しております。

コロナ対策として、令和2年度に学校給食費を無償化いたしました。令和3年度では、学校給食費の無償化は実施しておりませんが、要保護・準要保護児童生徒に対し、就学援助費として支給しております。また、幼稚園の低所得世帯に対して、給食費の副食費を免除しております。

失礼します。続きまして3番目、コロナ禍のもと、文化的取り組みをどのように 進めるか、というご質問に対し、お答えいたします。

教育委員会では、文化活動として生涯学習教室を例年開催しておりますが、令和 2年3月から6月1日まで、コロナ感染症対策やリベルテホール空調工事により 貸館を中止し、生涯学習教室も休止せざるを得なくなりました。6月2日から、 条件付きで貸館業務を再開し、それと同時に生涯学習教室も再開いたしました。 今年度は15教室を開催していますが、教室参加者には、マスクの着用、部屋の 換気の徹底、部屋の使用後の消毒作業を行ってもらい、コロナ感染拡大防止に努 めています。また、水彩画教室では、今年12月1日から、出来上がった作品を 一定期間展示されています。今後、コロナ感染が拡大してきた場合の開催方法、 例えばリモートでの指導が可能かどうか等を講師の方と相談したいと考えていま す。

また、大ホールの利用につきましては、令和元年度までは、月に4回、年間約40件程度の利用頻度でありましたが、令和2年度以降は、年間約20件程度の利用となっております。講演会、ピアノ発表会やダンス発表会等、徐々に利用者は戻ってきていますが、カラオケや詩吟等、大勢の集客を伴うイベントは、コロナ禍以前のようには、まだ難しい状況です。また、例年、11月に文化祭を開催していますが、令和2年度、3年度とコロナ感染症の状況を鑑みて、中止をいたしました。来年度については、コロナ感染状況を見ながら開催の有無を検討いたします。

今後もコロナ感染状況を見ながら、できる範囲で文化振興に努めてまいります。 以上です。

- ○議長(新澤良文君) 再質問をお受けいたします。新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 猫トラブルの問題でございますが、今後ボランティア団体 等の協力を得て進めていきたいというお話もありましたが、実際にそのボランティアの人たちとの協力というのは、どういう見通しを持たれているんでしょうか。
- ○議長(新澤良文君) 米田課長。
- ○住民課長(米田晴信君) 失礼します。ボランティアの方とお会いしたのは、つい最近でございまして、まだ今の時点では、どういうボランティアで、どういう事業を実施されているのか、これから調査していきたいと思っています。基本的には、TNR事業をボランティアの方でやっていただけると思っているんですけども、そのTNR事業をやるまでに、ですね、大変なことがたくさん出てきていると思うんです。そのこともお話しされていましたので、そういうことができるのかどうか、ということも地域の方と相談しながらでないと、このことはできないのかなと。いわゆる地域の方が協力して地域猫として育てていった上でないと捕獲ができない。先程、新澤議員がおっしゃったように、TNR事業は、捕獲をして、不妊・去勢手術をして、元に戻す事業というのはわかるんですけども。この捕獲が、なかなか大変なことだと。長い期間をかけて、決まった時間に餌をあげて、そこを掃除して、トイレも設置して、ということでないと、網を置いてもなかなか捕まらないと聞いていますので。地元の方と、そのボランティアの方と、町が間に入って、いろいろと長い期間をかけて進めていく事業だと把握をしてお

ります。以上です。

- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 私も、いくつかのボランティア団体の人に、お話を伺ったわけなんですが、基本は地域の人たちがどのように活動するかと、そのお手伝いにボランティアさんが入っていくというふうに聞かせていただいているんですけども。今年度、既に事業をしておられますやんか。もう既に4頭ということで、どこの大字が入っていたのか。それもお聞きしたいんですが。既に事業をしておりますが、地元では、今後こういうふうにやっていこうとか、どういうお話でこの事業を始められたのか、ちょっとお聞きしたいです。
- ○議長(新澤良文君) 米田課長。
- ○住民課長(米田晴信君) 先程言いました 7 ヵ大字から、いろいろ相談があったと、苦情があったということで、 7 ヵ大字に、こういう事業がありますよ、参加しませんか、という通知を出しました。その中で 3 ヵ大字が応募されたということで、そのうちの 2 ヵ大字、観覚寺と丹生谷 2 区の 4 頭が T N R 事業終わったと。この中で観覚寺の 3 頭あったんですけども、この方が餌をあげていたので、捕獲が簡単にできたということです。以上です。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) とりあえず捕獲を4頭したということですけれど、ガイドラインを読ませてもらったり、県のお話もいろいろ聞かせてもらったんですが、基本的に地域でこうやっていこうと。餌をやっている人、一人だけの活動ではなくて、地域の皆さんが、勝手に餌をやっている。帰ってきたら、またあの人が餌をやっている。また、他所から猫が来ている。という話になるとね、やっぱり猫が嫌いな人もいるわけで、嫌いな人も一緒にやっていけるような活動をしていかなくちゃいけないんで、やはり、緩やかに、そんなにバタバタした活動はできないと思いますので、緩やかな活動で地域の人が協力できるというような話し合いが十分にできていないと、もう即、もめると。事業をやったけども、もうすぐに頭数が戻ってしまうという状況が起きてしまうと。最初の取り組みがすごく大事だというお話も聞いているんですね。今年初めてということですので、手を挙げていただいた大字の皆さんも、こういう取り組みということで、積極的にしていただいた人ですか。その辺について、行政側としては、真ん中に入っているわけですので、きちっと勉強していただいて、ボランティアも一つの団体だけではありませんので、まずは地域の皆さんとお話をしてもらう中で、地域ではどうする

のか、という話を進めていただきたいと思いますので、お願いします。それと、 不妊・去勢手術の問題ですけども、各自治体でお金を出しているところもありま すけども、そこまで至らなくても、先程言いました、動物基金という寄付金を集 めてやっている団体ですけども、そこは行政枠は何頭というのはあるんですが、 行政枠については全て無料ということで、券を発券していただけるということな んでね、全国組織でやってはるんで、その辺についても、ぜひご検討いただきな がら進めてもらいたいと思います。あくまでも猫の命を大切にしながら、環境問 題として、社会問題として、みんなで解決していくという、緩やかな活動にして もらいたいと思いますので。ここは要望としておきますので、よろしくお願いし ます。次に、二つ目の、生活困窮者の実態と対策について、各課長から、それぞ れの制度、実態について、聞かせていただきましたが、まず、一つは、いろんな 困りごとがあったとき、どこでそれを受け入れて、各課に回していくか、という のが、とても大事だと思うんですね。実際に今、社協で困りごとを受け入れて、 そして、いろいろ相談する。制度はこんなのがありますよ、ということも言って はるわけですけども、社協でも全ての制度をご存知なわけじゃないんですよね。 この前も、お話させてもらったんですけども、全ての制度を知っておられるわけ でもない。そういう意味では、窓口は社協で結構だと思うんですが、例えば、座 間市でしたら、生活困窮者自立支援法に基づいて、窓口を一ヵ所つくって、どん なことに困っているんですかと聞き取りをする人がいるんですね。そうすると何 が問題かということが見えてくると。それで必要なところの施策を出してきたり、 相談に回していくと。ことによったら税金とかもありますが、先程もありました が子どもの学習支援とか、そういうことまで全て含めて総合的に、困りごとは庁 舎全体に及んできますから、そういう形で取り組みをしていると。別に、これ困 窮者ということに関わらず、町民にとったら役場というのは、困ったことがあっ たら役場に行ったら、どないか相談に乗ってくれると。すぐに解決できへんかも しれんけど聞いてもらえるんで。そういう役場にしなくちゃいけないと思うんで すね。いつも耳を傾けてくれる役場。そういう役場であるべきだと思うんですね。 そういう窓口として、社協の方にありますけども、実際に皆さん、困窮者の方が 困ったときに、どこに行ったらいいねやろうということになっているんではない かと思うんですね。電話番号がいつもトイレに貼ってあるとか、広報に書いてあ るとか、こんなことにお困りじゃないですかと。社協なら社協でいいですけど、 どこか窓口を決めといて、そこからどうするかという体制づくりを。ちょっと社

協に頼りすぎているのではないかと思っています。そこら辺、もう少し協力体制を取りながら、小さい高取町ですから、いっぺんにいろいろな体制は作れないと思いますが、そういう体制づくりを。総合的なものをしたらどうなのかという思いがしますので、ぜひ、その辺、検討していただきたいと思います。社協での取り組みについては、実際に福祉課長は、それに関わっているわけですけど、いろいろそこに税金対策とか、いろいろ出てくるわけで、どこに振りなさいというのは、どうやって振っているんですか。

- ○議長 (新澤良文君) 桝井福祉課長。
- ○福祉課長(桝井貞男君) ただいま、ご質問のとおりでございますけども、福祉課と社協は車の両輪だという意識は、常日頃から持っているところでございます。この包括的支援体制構築事業におきましても、お気軽に相談いただけるようにということで、社協で「お悩みジム」という形で窓口を設けておりまして、随時、広報の折込にも入れているところでございます。繋げる機関といたしまして、福祉課、地域包括支援センターほか、外部の機関ということで、中和サポートセンターであるとか、その他、就労支援事業所であるとか、民生委員であるとか、地域住民、あるいは自治会に繋げた事例もありますけども、役場に関することにつきましては、社協からまず福祉課の方に、税金でしたら、税金のことで悩んでおられるということを、まず福祉課にお声がけしていただきまして、そこから関係の各課にお繋ぎするということで。決して、社協の方で直接「どこかの課に聞いてください。」ということではなしに、まず福祉課に、こういうお悩みがあるということを社協からお声がけしていただいて、福祉課も担当課も一緒に相談に乗ると。そういうものをめざしているところでございます。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) それとね、制度の紹介ですけども、いつも載せるというわけではありませんけども、一つは、ホームページでもあるかなと思いますけども。 困ったときは、こんな制度がありますよということが、サッと見たらわかるような。そういうものを示していただいたら。これは、行けるかもしれんな。というようなものを、ぜひ、そういうものを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。そんなものは、もうあるんですか。
- ○議長(新澤良文君) 桝井課長。
- ○福祉課長(桝井貞男君) 折り込みしたチラシ等々もございますけど、そういった もので周知もしながら、こういったことをやっているということをお知らせする

ために、いろいろと工夫していきたいと思います。

- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) あのね、一回一回こんなことをやっていますと、パラパラと 出ると。それはそれでいいですけど。税金を払わなきゃいけないときとか、年末 にお金がいるときとか、そういうときに、サッと見られるような、そういうもの が基本的にホームページに必要だと思いますし、そういうものをぜひ、検討して いただきたいと思います。あとは、相談をしに行ったときに、本当に今、生活の 目途が立たなくて、お金がないといったとき、なかなか生活保護というのは、皆 さん、よう声を出さはらへんのです。生活保護は、恥ずかしいとかね。生活保護 バッシングがあるということで、それだけはできませんといわれるんですけど。 今、生活資金を借りる制度ありますけども、それを借りたって返す目途がないん ですよね。借りたら借金がドンドン増えるだけでね、余計に苦しくなるだけなん ですよね。一時だけ苦しくても、あと十分稼げるという人だったらいいんですけ どね、その辺、生活保護申請してみようというような、そういう声かけもして話 を聞いていただきたいと。本人さんは、もういっぱい、いっぱいで体調を崩して おられたりとか、精神的にもいっぱいだったりとか、そういう方が多いですから、 ぜひ、生活保護の申請について、丁寧な対応をお願いしたいと思います。生活保 護に関わっては、今回のコロナ対策で、柔軟な対応をということで、車の処分と か、生命保険等は直ぐには解約等しなくてもいいというような、いろんな形で柔 軟な対応してほしいと。あまり細かい家庭内のことの聞き取りをせずに、なるべ く速やかに申請処理をしてほしいというようなことも国から出ているわけでして、 それは、今に関わらず、そういう丁寧な対応をしていただきたいと思います。最後 に、今いいましたように、返済が困難なんだけど貸付の方を、という形で今、総 合貸付制度なんかを借りておられる方が、これから10年間返済していかなくち やいけないとかね、そういう状況もあるわけですけども。そういう意味で、減免 対策というのが条例であります。それを最大限活かして、何らかの理由で減免で きると条例にあるわけでして、そういうものを最大限に活かして減免をすると。 今の制度の中で、それで現金の支給をしていくと。貸与ではなく、支給をすると いう制度を、ぜひ、考えてほしい。生活資金でも、全部貸与ですね。本当に大変 な家だけ返さなくていいという制度もありますけども、支給という、本当に大変 なときに、どないか支給してもらえると。生活保護以外も含めてね。そういうも のを、是非とも今後の課題として、検討していただきたいと思いますが、町長い

かがでしょうか。

- ○議長(新澤良文君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 新澤議員のご質問、生活困窮者の全体的なお話でございます。 事業の紹介とか、周知とか、チラシの作成とか、ホームページの一覧とか、とい う形で、これにつきましては、できるところから、こういう形でご利用者の方の 利便性を図るのは、重要なことだと思います。ただ、貸付金、いろいろ今回コロ ナの関係で、国もいろいろ新しい資金等されます。これは生活困窮者だけじゃな くて、いわゆる事業者に対してかなりの金額を出されているということで、例え ば半年延ばしという形で、資金事情を勘案しながらやっておられることだと思い ます。厳しい話をしたら、お叱りを受けるかわかりませんけども、貸付金という のは、当然、返済をしていただくということで、当然、お借りになるときに、ど れくらいの返済計画をもって、ということで、どなたもいろいろ考えておられる と思うんですね。そういう意味で返済事情、例えば減免とか、ということで、既 存のルールの中で見れるものについては、今までと同じようにと思っております けども、ただ、その分は、お金は持ち出しになりますんで。おっしゃったように、 生活困窮者対策は、重要なことだと思いますし、そういう形でいろんなところ、 例えば、社協さんと役場が連携しながら体制づくり、事業の紹介、そこで見てい ただいて、迷わずにそちらの方へ相談に行っていただくということを進めていく のかなと。貸付金についても、既存のルールの中で、やり方については考えてい ったらと思います。以上でございます。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員。
- ○8番(新澤明美君) 文化的な取り組みについて、でございますが、一つお願いしたいと思っているのは、高取町のことを足元のことを、高取町民自身が案外知らない。私もそうだと思うんですが。遠いところへ行けない中で、地元はこんなにいいところなんだと。こんな歴史があったんだと。本当に今、そういうことを学ぶ時間があるのではないかと思うんですね。そういう地元の方が学べる、また、町外の人も学べる、それはネットであっても、実際の探索であっても、そういう本物を学んで後世に伝えるとともに、高取町の良さを知っていただくという機会にすると。そういうことにもっと力を入れて、子どもたちが高取町の良さを、子どもたち自身が学ぶということに繋がると思いますし、そういうことを是非とも取り組んでいただきたいというのが一つなんです。それと、文化的な活動ということについては、今回、展示会を12月からされると聞いたので、喜ばしいこと

だと思っているんですが、町内の活動しておられる方には、そういうところを安価で貸出するとか、無料で貸出するとか、いろいろ検討したりね。それと併せているんなものを展開していくと、ネットでもそれをお知らせすると、そういういろんなやり方があると思うんです。そこら辺を、ぜひ検討していただきたいと思います。最後、お答えいただきましたら、終わらせていただきます。

- ○議長(新澤良文君) 安田教育長。
- ○教育長(安田光治君) 今、新澤議員の方から、質問ありましたように、町の魅力 化ということで、今、副教材として「私たちの高取町」を新しく改訂していると ころでございます。来年、令和4年4月からは新しい本が出来上がって、最近の 町内の様子とか、歴史的なこととか、そういったものを盛り込んだものなんです けども、ちょっと古くなってきたので改訂させてもらいました。それを通じて、 高取町の魅力というところで紹介していきたいと思っております。特に、3年生 以上、6年生まで持ち上がっての教科書になります。1年生、2年生については、 生活科の中で、いろんな町の関わるような行事とかに積極的に参加していきたい と思っております。あと、総合的な学習の時間というのがありまして、割と地元 に密着したような取り組みということで「くすりの町」。以前は、子どもたちが 自分たちで作ったパンフレットを持って歩いたとか、そういう事例もあります。 だから、そういうことを踏襲しながら、1年生から6年生、高取町の紹介をして いきたいと思っております。それから、展示会の方についても、今ちょうど、水 彩画の方が展示されております。また、リベルテにお越しいただきましたら、見 ていただきたいと思います。これからも、いろんな機会を通じて、展示もしてい きたいと思っていますので、これからもよろしくお願いいたします。以上でござ います。
- ○議長(新澤良文君) 新澤議員の質問時間が5分残っております。関連質問ございましたら、お受けいたします。ございませんか。

ないようでしたら、これをもちまして、8番、新澤議員の一般質問を終わります。 3時20分から再開します。休憩。

> 午後 3時11分 休憩 午後 3時18分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。

次の質問者は私になりますので、暫時休憩後の議事運営は、私の質問の間、森川副

議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。暫時休憩。

午後 3時19分 休憩

午後 3時20分 再開

○副議長(森川彰久君) 再開いたします。

次に、6番、新澤(しんざわ)議員の発言を許します。6番、新澤議員、御登壇願います。

〔6番 新澤良文君 登壇〕

○ 6番(新澤良文君) 議長のお許しをいただきましたので、 6番、新澤が、なるべく通告書に沿って質問させていただきます。

まず、1点目といたしまして、子育て支援について、子育て世帯への臨時特別給付金について、お尋ねします。

高取町では、国からの「コロナ克服、新時代開拓のための経済対策」といたしまして、子育て世帯の生活を支援するための一時金支給として、まずは子ども一人当たり5万円の臨時特別給付金の支給されることが閣議決定されたところでございます。 今議会において、補正予算として上程されているところでございます。

これに加えて、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てにかかる商品やサー ビスに利用できる子ども一人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う とのことでございますが、静岡県の島田市、あるいは香川県の観音寺市等々も、こ のクーポンに関しましては、現金給付。島田市におきましては、市長さん、あるい は議会の方も現金給付で、という方向を決められたようでございます。先日、木原 官房副長官がテレビの討論番組で、「閣議決定では、決まっておりますが、これは あくまで自治体の判断にお任せします。」ということをおっしゃっておられました。 少し、閣議決定を読ませていただきます。子ども・子育て支援の推進について、と いうことで、少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現のため、子どもの 視点に立った政策を総合的に推進する。新型コロナウイルス感染症が長期化し、そ の影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世代については、我が国の子どもたちを力強 く支援し、その未来を拓く視点から、児童を養育しているものの年収が960万円 以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに一人当たり10万円相 当の給付を行う。具体的には、子ども一人当たり5万円の現金を迅速に支給するこ ととし、その際、中学生以下の子どもたちについては、新型コロナウイルス感染症 対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することでプッシュ型で年内に支給 を開始する。これに加えて、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てにかか

る商品やサービスに利用できる、子ども一人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。と閣議決定されております。そして、最後に、但し、地方自治体の実情に応じて現金給付も可能とする。と令和3年11月19日の閣議で決定しているところでございます。

そこで、本町において、ですが、このクーポンを静岡県島田市、また、これから出てくるであろう他の自治体のように現金給付とされたらいかがですか。中川町長にお尋ねいたします。また、本町における対象者数。そして、1回目の給付は年内に間に合うのか。クーポンでの給付にかかる費用等々もお聞かせください。

まず、先程から申しておりました静岡県島田市では、11月26日、既に現金給付に決定しております。参考といたしまして、①として、子育て世代が望むのは現金。②といたしまして、クーポン発行には手間と経費がかかる。ということで、島田市の方では、そうされたとお聞きしております。その辺も鑑みまして、本町においては、以前から、現金給付の方が使い勝手が良い。クーポンでは、対象となる店舗が少なくなる可能性が高い。クーポン発行にかかる費用が無駄に感じる。高取町は地域振興券で2回連続で送付ミスをしているので、クーポンの発送ミス等の心配から回避のため。これに加えて、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てにかかる商品やサービスに利用できる子ども一人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うとのことでございますので、これについては、現金給付にされたらどうですか。中川町長にお尋ねいたします。

2、といたしまして、北朝鮮拉致被害者問題における本町の取り組みについて、お尋ねします。

拉致事件においては、我が国は二つの法律を制定、施行しております。まず、平成 18年6月に施行されました、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への 対処に関する法律。それと、平成14年12月に施行されました、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律。これにおいて、国及び地方公共団体 の責務が定められております。具体的には、同法においては、地方自治体の責務が 明記されております。本質問における根拠法令となりますので、「人権法」第3条 に基づいて答弁をお願いします。と申しましても、難しいでございますね。じゃあ、私の方から、かみ砕いて申し上げます。我が国の法律において、努力義務ではあるものの地方公共団体には、国と連携を図りつつ、国民世論の啓発が責務として定められています。法律のとおり、北朝鮮による拉致問題については、それぞれの自治 体において啓発活動に取り組むように、ということが国から求められているところ

でございます。まず、一つ目といたしまして、ポスター掲示、各国とのポスターの 掲示等々を国から指導されているところでございます。二つ目といたしまして、以 前から教育長にお願いしていたアニメ「めぐみ」の啓発ビデオを各校ごとに上映を していただくということでございます。このアニメ「めぐみ」、福岡県の行橋市と いうところなんですけども、そこなんかは、小・中100%上映会をしております。 ポスターの掲示においても100%やられております。国からの法律、それに基づ く各自治体での啓発活動等々の指導といいますか、指導要綱出ていると思うんです けども、自治体ごとに格差があるということにおいては、仕方ないところもござい ますけども、奈良県においても、橿原市においては、特定失踪者の方がいらっしゃ います。そして昨日、「第16回救う会奈良」の大会を奈良市内の方で開催させて いただきましたけども、事務局長の増元さんをお招きして、拉致被害者の会がどん な思いでいるか、横田めぐみさんのお父さんは、亡くなられました。残された家族 は、本当にもう時間がない、ということで、国の動きが鈍いものやから、家族の思 いとしたら、地方から声を上げていただいて国に届けてほしい、ということで、こ の家族会を含めまして、横田さんの弟さんが、今は活動されているんですけども、 弟さん、ご家族の方、日本国中、地方をまわって、こういった北朝鮮による拉致被 害、啓発活動お願いの要望を、日本全国を回っておられます。

本町においても、この12月10日から16日までが北朝鮮人権侵害問題啓発週間でございますけども、12月4日から人権週間となっております。なので、こういった活動の熱心なところは、堺市、逗子市であるとか、行橋市等々、私の知っている限り全国で10ぐらいの自治体においては、議会開会と同時に、各職員、全ての職員がブルーリボンを付けて啓発活動をやっているということでございます。本町においても、この拉致問題を風化させないという観点からも、同じ日本人、同胞を一日も早く取り戻すという活動に何卒ご尽力いただけるようにしていただきたいと思う次第でございます。この横田めぐみさんのビデオアニメ「めぐみ」であるとか、について教育長は、どのようなお考えでおられるのか、お聞かせください。

以上、2点についてお尋ねします。あとは、壇上から降りて、質問者席で質問させていただきます。

- ○副議長(森川彰久君) それでは、ただいまの質問に対する回答をお受けいたします。桝井課長。
- ○福祉課長(桝井貞男君) 新澤議長さんからのご質問、子育て世帯への臨時特別給 付金につきましてのご質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思います。

国におきましては、ご質問の中で触れていただきましたが、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が11月に閣議決定されまして、その中で子育て世帯に対しまして、0歳から高校生までの子ども一人当たり10万円相当の給付を行う、とされたところでございます。

具体的には、子ども一人当たり5万円の給付金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもにつきましては、児童手当の仕組みを活用することで年内に支給を開始する、とされたところでございます。この5万円の給付金につきましては、国におきまして、この程、予備費で予算措置をされたことに伴いまして、本町におきましても、本定例会におきまして、追加議案として補正予算を上程させていただいたものでございます。

閣議決定におきましては、この5万円の給付金に加えまして、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てにかかる商品やサービスに利用できる、子ども一人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う、とされたところでございます。 但し、先程もおっしゃっていただきましたように、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする、と併記されているところでございます。

春に向けての5万円相当のクーポンを基本とした給付につきましては、今後、国におきまして、補正予算を計上され、閣議決定された内容を審議されていくものと考えているところでございます。本町におきましては、対象者の方の利便性、また、新学期に向けて、必要な制服や学用品等の物品を取り扱っている事業者の状況や、子育てにかかる商品やサービスを取り扱っている事業者の状況を考慮いたしますと、現金給付が望ましいと考えているところでございます。

しかしながら、現時点では、どのような場合に現金支給が可能で、かつ国庫補助 の対象として認められるのかが、明らかにされていない状況でございます。

今後におきましては、国における制度の策定状況を注視していくとともに、本町が望んでいるような、現金給付が可能かどうかを見極めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、今回、補正予算を上程させていただいております。

支給の見通しの時期でございますけども、国の方でも中学生以下の子どもは年内

に支給を開始するとされておりますので、本町におきましても、中学生以下の子 どもの分につきましては、現在、12月24日の支給の方向で調整中でございま す。それ以外の高校生等の児童の分につきましては、申請を受付後に所得の審査 をした上で、順次、振込の手続きを進めていくという見通しでございます。以上 でございます。

- ○副議長(森川彰久君) 前田教育次長。
- ○教育次長(前田広子君) 失礼します。 6番、新澤議長の、 2番、北朝鮮拉致被害者問題における本町の取り組みについて、お答えさせていただきます。学校教育において、小学校では 6年生の歴史学習「国際社会の中の日本、戦後の復旧と経済発展の歩み」を学習する中で、拉致問題解決への取り組みについても学習しております。中学校では 3年生1学期の歴史学習の「冷戦後の日本」の中で、また、 3学期の公民学習の中で「東アジアの変化と課題」として、日本が現在抱える課題の一つとして、北朝鮮の拉致問題やミサイル問題を学習しているところでございます。
- ○副議長(森川彰久君) 教育長。
- ○教育長(安田光治君) 失礼します。北朝鮮拉致被害者問題における本町の取り組みとして、今、次長の方から、学校教育の問題について述べていただきました。まず、「めぐみ」のビデオにつきましては、最近では、2017年6月29日に町人推協の研修の中でビデオ視聴しております。それから、まだ4年前に遡って2013年7月24日には郡人推協でも「めぐみ」を視聴して皆さんに学習していただいたところでございます。学校につきましては、先程、小学校6年生の歴史の中で、それから中学校3年生の地理と公民の中で、そういう教科書の中にそういう部分がありますので、それを、教科書を使いながら、拉致問題について深く学んでいるところであります。私としては、拉致問題につきましては、人権を侵害する大きな問題と、また、国民主権を侵害するような本当に大きな問題と捉えております。これからも深刻かつ重要な問題でありますので、折に触れて、また、子どもたちの発達段階に応じて、学ばせていきたいなと思っております。以上です。
- ○副議長(森川彰久君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 6番、新澤議長のご質問にお答えさせていただきます。 北朝鮮おきます日本人拉致問題といいますのは、我が国の主権、及び国民の生命 及び安全に関わる本当に重大な問題だと受けとめております。

奈良県では、拉致問題の概要とか取り組みを紹介をされております。先程、議長

おっしゃったように、12月10日から16日まで、北朝鮮関係の週間を中心に、 県庁舎、また、図書情報館の方で、パネル展、啓発ビデオの上映、また、ポスタ ーの掲示をされているところでございます。

本町におきましても、先程、教育長の方から、また、教育次長の方から、お答え ございましたように、学習の取り組みをされております。それと、役場1階のと ころに、ポスターの掲示をさせていただいているところでございます。

今後、北朝鮮によります拉致被害者の生存、また、救出を信じる意思表示として、 ブルーリボン、ちょうどブルーリボンございますけれども、職員に配布するなど、 拉致問題について啓発活動を職員自身も勉強して啓発活動を進めさせていただき たいというふうに思っております。以上でございます。

- ○副議長(森川彰久君) それでは、再質問をお受けいたします。新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 北朝鮮からいきますけども、これ、町の人推協、これ、私 が提案したものなので、よく存じ上げております。以前から、嶋田教育長のとき から、お願いしていたんですけども、ぜひ、人権教育としてこの問題を子どもた ちに問題として取り組んでほしいということをお願いしました。と申しますのも、 堺市、大阪の堺市の方でも、学校等々で、小中学校で上映されているわけなんで すけども、そのときの子どもたちの感想等々、堺市のホームページを見ておりま すと出てくるんですけども、質問した西川議員にお尋ねしますと、映画「めぐ み」を見てから、子どもたちが北朝鮮に対する脅威であるとか、あるいは、親に 対するありがたさ、当たり前に生活している自分たちが生きていることに対する ありがたさであるとか、そういった感想といいますか、子どもたちから寄せられ たということを聞いております。当然、教育ビデオというに相応しい、また、今、 国際問題、とりわけ先程も町長がおっしゃっておられました、東アジア、東京 等々、北朝鮮、あるいは中国の脅威等々、子どものときからそういったことに触 れさせて、学ばせていくということも大事かなと思う次第でありますので、何卒、 学校教育の中では当然のことですけども、そないに思っているほど残酷なシーン はございません。私たちが子どもの頃、「はだしのゲン」ああいった教育ビデオ、 あっちの方がずっと残酷でした。見せられたというと怒られるんで見せていただ いたこともありましたけども、今の時代に応じた問題提起というか、子どもたち に促すのも大事かと思います。

加えて、同法第3条は、地方公共団体の責務として、地方公共団体は国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓

発を図るよう努めるものとする。とあります。これも国から出ております。

そして、同法第4条においては、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。と定める。というのが、先程、町長がおっしゃっていた12月10日から16日までということでございます。

そこに加えて、学校現場ではカリキュラムのアニメの中で、「めぐみ」の視聴を推進すると、そういうことも出ておりますので、何卒、子どもたちにこの問題についても深く考える時間を与えていただきたいなと思う次第であります。これは要望しておきます。また、常任委員会でやりますけども。

それと、先程申しておりました福祉課長、5万円の件について、なんですけども、ハードルはかなり高いようでございます。これ、どこから初め発端で出てきたのかと申し上げますと、国民民主党の玉木代表がツイッターで呟いたところから、ことが始まっているわけなんですけども、私、国民民主党と総務省に連絡をさせていただきました。「玉木代表、こんなこというて、何の根拠もなく言うているんじゃないか。」というと、「いいえ、閣議決定で決まっているんで全然問題ないです。」ということで、国民民主党の幹部がそうおっしゃっておられました。

そんな中で、例えば静岡県の島田市なんかは、市長、あるいは議会の方でも、現金給付に決めました。この現金給付についてのハードルというのは結構高いとは言いつも、その自治体の実情に応じた、例えばクーポンを作っても、そのクーポンを使うところがない、とか。まさしく、うちに当てはまるようなことですよね。そういうことも、現金給付でも構わないという、可能とするというところに入っていますんでね。そして、皆さんご承知のように、うちはワクチン問題で本当に貴重な税金を無駄にしているところですので、こういったところでクーポンから現金にしてね、同じ5万円でも。その代わり、このクーポンのお金については、必要がなくなってくる。どういう形で国からいただけるのかわかりませんよ。このコロナの別枠でクーポン代というのはいただけるのかもわかりませんけども。

今、国の方では、980億円や、1,200億円やと、この無駄な金を使ってと世論になっておりますけども、本当に無駄な金やと思います。それぞれ考えがあるんやろうけども、使い勝手の良い現金の方が、やはり子育て世代の方に喜んでいただけるんじゃないかなと思う次第であります。誰が考えたのか知りませんけども、例えばこのクーポンを使ったら6万円分のクーポンが5万円とかね。そんなちょっとしたお得感があるんやったら別やけども、5万円は5万円なんで。商店も絞られて

くるし、使いづらいものやと思う次第であります。

何卒、本町は独自で、これ、よく調べていただいて、税金の無駄遣いをしないという観点から独自で現金給付という形に舵を切ってほしいなと思う次第であります。 よく調べておいてください。

そして、最後にもう一点、先程、町長から建設的な答弁をいただいたわけなんですけども、このブルーリボンの啓発活動については、高取町まとめて、職員の皆さんと町民の皆さんに啓発のお願いをするということで、やっていこうじゃないですか。どうですか。

- ○副議長(森川彰久君) 中川町長。
- ○町長(中川裕介君) 北朝鮮の拉致問題というのは、私も奈良県でそういう関連の方が、実は、先程、議長ご質問の中でおっしゃってましたけども、おられるということ。本当に驚きといいますか、身近な問題になっています。だから、そういう意味で、表面では10数人、20人弱という形で、日本海側中心になっていますけど、潜在的に900人ぐらい、実際、まだおられるというふうな状況です。だから、たまたまやと思うんですけど、そういう形で拉致されはったと。非常に残念。これ、自分の身内であれば、どうするのかと思います。そういう意味でこのブルーリボン今、議長お付けになっていますけども。いただけますの。いただきました。しっかり使わせていただきたいと思います。

また、人権の関係になりますので「めぐみ」見させていただけたらと思っております。以上です。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員。
- ○6番(新澤良文君) 最後に、今、北朝鮮から戻ってきた人たち、この人たちって警察や公安から取り調べを受けているように、皆さん感覚では思いませんか。一切、調べていないんですよ。なぜかというと、この人たちが警察や公安でいらんことをいうてしもうたということがわかれば、まだ残っている我々の同胞、横田めぐみさんをはじめ、この人たちが命が危ないということで、警察もいらんことをしてないみたいなんです。だから、拉致被害者で帰国された5名の方から徹底的に聞いて、「めぐみさんは、どこにおるんや。」「有本恵子さんは、どこなんや。」と聞いたらいいねけど、聞けないらしいです。人質に取られている状況で、本当に胸が詰まる思いなんですけど。

この問題は、本当に高取町としても、人権問題として、本当に一つになって取り組んでいただきたいと思う次第であります。私の質問を終わらせていただきます。

- ○副議長(森川彰久君) 新澤議員の持ち時間が、10分あります。関連質問ございませんか。
- ○副議長(森川彰久君) ないようでしたら、これをもちまして、6番、新澤議員の 質問を終わります。

なお、議長の質問が終わりましたので、暫時休憩後は、議事進行を議長にお願いい たしますので、よろしくお願いします。暫時休憩。

> 午後 3時51分 休憩 午後 3時52分 再開

○議長(新澤良文君) 再開いたします。

以上をもちまして、本日、通告いただきました一般質問を終了いたします。

本日、予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして、 散会といたします。散会。

午後 3時53分 散会

令和3年高取町議会第4回定例会会議録

招集年月日 令和3年12月9日(木曜日) 招集の場所 高取町議会議場 開閉会日時及び宣言 開会 令和3年12月6日 午前10時00分 令和3年12月9日 午前10時12分 閉会 出席議員(8名) 1 番 森 川 彰 久 君 2 番 西川侑 壱 君 3 番 谷 本 吉 巳 君 番 本 圭 司 君 4 松 5 番 野 П 勝 也 君 番 新 澤 文 君 6 良 7 下 明 君 番 森 8 番 新澤 明美 君 欠席議員(0名) 会議録署名議員 4 番 松 本 圭 司 君 5 番 野 口勝 也 君 7 番 下 明 君 森 職務のため出席した者 議 会 事 務 新 田 靖 幸 局 書 記 佐々木 一 雄

説明のため出席した者の職・氏名

町						長	中	JII	裕	介	君
副							東		扶	美	君
教	育				長	安	田	光	治	君	
総		括		参		事	武	平	年	史	君
教		育		次		長	前	田	広	子	君
総		務		課		長	芦	高	龍	也	君
総	合	政	ζ :	策	課	長	石	尾	宗	将	君
税		務		課		長	岸	本	資	之	君
住		民		課		長	米	田	晴	信	君
福		祉		課		長	桝	井	貞	男	君
ま	ち	づ	<	り	課	長	吉	田	宗	義	君
事		業		課		長	森	本		修	君
会	計		笞	争 理		者	中	鳥	佐知子		君

議事日程

令和3年12月9日 午前10時00分 開議

- 令和3年度高取町一般会計補正予算(第7号) 1 議第1号 2 議第2号 令和3年度高取町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 3 議第3号 令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算(第2号) 4 議第4号 高取町国民健康保険条例の一部改正について 議第5号 奈良広域水質検査センター組合の構成団体数及び規約の変更につ 5 いて
- 6 議第6号 令和3年度高取町一般会計補正予算(第8号)
- 7 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

- ○議長(新澤良文君) ただ今より、本会議を再開いたします。 本日の出席議員は8名中8名でございますので、本会議は成立いたします。
- ○議長(新澤良文君) それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る12月6日に提案理由説明をお受けいたしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきまして、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。なお、委員長報告は、委員会が開催された順にお受けいたします。それでは、予算審査特別委員会のご報告をお受けいたします。7番、森下委員長、ご登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

- ○7番(森下 明君) 予算審査特別委員会からご報告を申し上げます。去る12月7日、午前10時より2階集会室におきまして、委員8名、並びに理事者、管理職出席のもと、本定例会に付託されました案件の内、本委員会に付託されました4議案につきまして、慎重に審議をいたしました。議第1号、令和3年度高取町一般会計補正予算(第7号)、議第2号、令和3年度高取町国民健康保険特別補正予算(第3号)、議第3号、令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第6号、令和3年度高取町一般会計補正予算(第8号)、以上付託されました4議案全てについて、全会一致で承認されましたことを報告いたします。
- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。5番、野口委員長、ご登壇願います。

〔5番 野口勝也君 登壇〕

- ○5番(野口勝也君) 総務経済建設委員会からご報告申し上げます。去る12月8日、午前10時から2階集会室において、委員8名、全員出席のもと、開催をいたしました。本定例会に付託されました議案の内、本委員会に付託されました1議案つきまして、慎重に審議をいたしました。議第5号、奈良広域水質検査センター組合の構成団体数及び規約の変更について、以上、1議案は、全会一致で承認されました。以上で報告を終わります。
- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。それでは、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。3番、谷本委員長、ご登壇願います。

〔3番 谷本吉巳君 登壇〕

○3番(谷本吉巳君) 教育厚生委員会からご報告を申し上げます。本委員会は去る

12月8日、総務経済建設委員会終了後、午後4時55分から2階集会室におきまして、委員全員並びに理事者、管理職出席のもと、開催いたしました。本委員会に付託を受けました議第4号、高取町国民健康保険条例の一部改正について、慎重審議の結果、全会一致で承認いたしましたことを報告いたします。

- ○議長(新澤良文君) ありがとうございました。以上を持ちまして、各委員長報告 を終了いたします。なお、各委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の 中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(新澤良文君) お諮りをいたします。ただ今から、議事を進行いたしますが、 議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしとのことでございますので、省略いたします。あわせて、今定例会は、常任委員会において全議員出席の下に開催されております。付託案件の中で、全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしとのことでございますので、提案どおりに進めさせていただきます。
- ○議長(新澤良文君) それでは、日程第1 議第1号、令和3年度高取町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

- ○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- ○議長(新澤良文君) 次に、日程第2 報第2号、令和3年度高取町国民健康保険 特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 ○議長(新澤良文君) 次に、日程第3 議第3号、令和3年度高取町介護保険特別 会計補正予算(第2号)を議題といたします。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(新澤良文君) 次に、日程第4 議第4号、高取町国民健康保険条例の一部 改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(新澤良文君) 次に、日程第5 議第5号、奈良広域水質検査保健センター 組合の構成団体数及び規約の変更について、を議題といたします。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(新澤良文君) 次に、日程第6 議第6号、令和3年度高取町一般会計補正 予算(第8号)を議題といたします。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(新澤良文君) 次に、日程第7 議会常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査について、を議題といたします。各常任委員会委員長及び、議会運営委員会委員長から会議規則第71条の規定により閉会中の継続調査申出書が提出

されております。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長(新澤良文君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のと おり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(新澤良文君) 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

それでは、今定例会の閉会にあたり中川町長よりご挨拶をお受けいたします。中川 町長ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長(中川裕介君) 令和3年第4回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。高取町新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、大変ご心配とご迷惑をおかけいたしまして、深くお詫び申し上げます。また、百条特別委員会を設置され、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事故の実態と町幹部の関与について、調査、検証されているところです。町は、引き続き真摯に臨んでまいります。

本定例会で、提案いたしました議案につきましては、高取町公平委員会委員の選任に関する人事案件、令和3年度一般会計、特別会計補正予算案、高取町国民健康保険条例の一部改正など、終始、熱心にご審議をいただきまして、全議案をご同意、ご議決いただきまして、心より御礼申し上げます。また、議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、それを踏まえまして、今後の町政運営にあたってまいります。

さて、私が今、最優先にしなければならないことは、対象となられました町民の皆さんへの検査を実施すること。また、併せて、3回目接種に向けて、町民の皆さんが安心していただける接種に全力で臨むことでございます。また、新しい体制によりまして、3回目接種に係る補正予算を今後、お願いいたしますので、引き続きご理解とご協力をいただけますようにお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (新澤良文君) ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年高取町議会第4回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員